

令和7年第1回（3月）定例会

議案参考資料

【単行議案】

議第 17 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1P
議第 18 号	財産の無償譲渡について	2P
議第 19 号	字の区域及び名称の変更について	3P
議第 20～23 号	公の施設の指定管理者の指定について	4P
議第 24 号	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について	6P
議第 25 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	9P
議第 26 号	宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	20P
議第 27 号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	25P
議第 28 号	宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	28P
議第 29 号	宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について	30P
議第 30 号	宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	66P
議第 31 号	宮津市職員の旅費に関する条例の一部改正について	69P
議第 32 号	宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	71P
議第 33 号	宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について	75P

議第 34 号	宮津市空家空地対策の推進に関する条例の一部改正について ······	78P
議第 35 号	宮津市市税条例の一部改正について ······	87P
議第 36 号	老人医療費の支給に関する条例の一部改正について ······	92P
議第 37 号	宮津市国民健康保険税条例の一部改正について ······	95P
議第 38 号	宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について ······	106P
議第 39 号	宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について ······	116P
議第 40 号	宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について ······	118P
議第 41 号	宮津市都市公園条例の一部改正について ······	121P
議第 42 号	宮津市都市施設整備基金条例の廃止について ······	127P
議第 43 号	宮津市水道事業給水条例の一部改正について ······	128P
議第 44 号	宮津市公共下水道条例の一部改正について ······	138P
議第 45 号	宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について ······	140P

議案参考資料

令和7年3月定例会

議第17号

人権擁護委員候補者の推薦について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

法務大臣が委嘱する宮津市の人権擁護委員7名のうち、3名の任期（3年）が6月30日で満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者の推薦について議会の意見を求めるもの。

◆提案の概要【推薦予定者】

氏名	任期	その他
矢谷 宣弘 やたに のぶひろ	令和7年7月1日 ～ 令和10年6月30日	再任 (現在1期目) 新任
吉田 佳子 よしだ けいこ		

※1名欠員

◆参考（在任中の委員）

氏名	任期
泉 和美	令和6年1月1日～令和8年12月31日
森島 順子	令和6年1月1日～令和8年12月31日
本藤ひとみ	令和5年1月1日～令和7年12月31日
平田 栄徳	令和7年1月1日～令和9年12月31日

◆提案の根拠法令（人権擁護委員法）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条第3項 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

【政策等の背景・提案までの経過】

○人権擁護委員は、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）に基づき、法務大臣が委嘱し全国の市町村に配置される公職。国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

市民環境課人権啓発係(22-4622)

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第18号

財産の無償譲渡について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

大島共同集会所（H4整備）及び大島共同作業所（S49整備）は、地元自治会が専用使用している施設であることから、宮津市公共施設再編方針書において、「概ね5年以内に当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議すること」としている。今般、大島自治会へ両施設を譲渡することについて協議が整ったことから、この方針に基づき、当該施設を大島自治会へ無償譲渡するもの。

◆提案の概要

- ・譲渡の目的：宮津市公共施設再編方針書に基づく施設の再編
- ・所在地：宮津市字岩ヶ鼻地内
- ・譲渡する財産
 - 【建物】 大島共同集会所（木造瓦葺2階建、延べ床面積111.08m²）及び
大島共同作業所（木造瓦棒葺平屋建、延べ床面積59.6m²）
- ・譲渡の相手先
大島自治会 自治会長 藤中 真
- ・譲渡の日
議決日

◆提案の根拠法令

地方自治法第96条第1項第6号

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・S49：大島共同作業所の整備
- ・H4：大島共同集会所の整備
- ・R2：宮津市公共施設再編方針書策定
- ・R7.1：大島自治会と大島共同集会所及び大島共同作業所の無償譲渡に係る仮契約の締結（譲渡議案へ）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

公共施設再編方針に基づき、共同集会所及び共同作業所を廃止することができる。

・公共施設再編方針に基づく施設譲渡負担金（3月補正予算）

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 3,453千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

- ・宮津市公共施設再編方針書

担当課・係

添付資料

市民環境課 人権啓発係 (22-4622)
農林水産課 農林水産係 (45-1626)

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第19号	字の区域及び名称の変更について	区分	その他
-------	-----------------	----	-----

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

国土調査法に基づき平成28年度及び令和2年度から調査を実施した地区について、地籍調査の成果により、字の区域及び名称の変更を行う必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議決を求めるもの。

◆提案の概要

議案別紙「字の区域及び名称の変更調書」のとおり

◆提案の根拠法令

地方自治法

(市町村区域内の町又は字の区域)

- 第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。
 2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
 3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【政策等の背景・提案までの経過】

《地籍調査に係る字変更等手続きの流れ》

- 平成28年度から江尻地区及び難波野地区の一部の地籍調査を実施
- 令和2年度から由良地区の一部の地籍調査を実施
- 平成28年度から調査を実施した地区について、平成31年3月議会で議決
 ※議決後、京都府の認証請求までの間に筆界未定地の解消作業を行い、成果の一部に変更が生じた。
- 令和5年7月、京都府知事へ地籍調査成果の認証請求手続（R2調査実施分）
- 令和6年2月、京都府知事へ地籍調査成果の認証請求手続（H28調査実施分）
- 令和6年12月、京都府知事から成果の認証

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

予算措置しているものについては、その額を記載 >>>

千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 情報推進係 (45-1602)

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第20号～
第23号

公の施設の指定管理者の指定について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和7年3月末で指定期間が満了する6施設と、新規に指定管理者制度を導入する2施設の公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

◆提案の概要

○指定管理施設、指定管理者及び指定期間
「指定管理者指定施設一覧」のとおり

◆提案の根拠法令

○地方自治法（昭和22年法律第67号）
(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

【政策等の背景・提案までの経過】

【背景】

平成18年4月から指定管理者制度による施設管理を開始し、指定期間3年での運用を基本として、外部の有識者等による「宮津市指定管理者選定委員会」による審査等を経た上で、指定管理者を指定するもの。

【経過】

R6. 9 : 「宮津市指定管理者選定委員会」により、本年度末で指定期間が満了する施設及び新規に指定管理者制度を導入する施設について、選定方法（公募・非公募）、指定期間等を決定

R6. 10～12 : 指定管理者の候補者の募集

R7. 1 : 指定管理者の候補者の選定（選定委員会で審査）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

担当課・係

添付資料

財政課 資産活用係 (45-1611)

・指定管理者指定施設一覧

■指定管理者指定施設一覧

	施設名	現在の状況等			令和7年度以降の方針					所管部
		導入方法	指定管理者	指定期間	導入方法	指定管理者	指定期間	指定管理料の取扱い	事業計画における主な事業	
1	宮津市民体育館									
2	宮津運動公園	非公募 (規則第2条第2号)	(公財)宮津市民実践活動センター	1年間	非公募 (規則第2条第2号)	(公財)宮津市民実践活動センター	3年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じて変更する。(過不足額を精算)	・ステージ事業（プロの音楽等の舞台芸術や優れた作品を鑑賞する機会を低料金で提供） ・参加・育成・交流事業（地域の活動団体等の発表の場を創出） ・事業促進ボランティア（ステージ事業等の実施に必要なボランティアスタッフの募集） ・スポーツ活動促進事業（「参加・体験」型のスポーツ教室の開催、グループ等によるスポーツ活動の継続支援・育成事業） ・各団体との連携事業（市文化団体協議会との市民文化祭の共催、市民卓球大会の開催、天橋立ソーデーウォークの運営協力、スポーツ府下大会・近畿大会等開催誘致協力など） ・ＩＣＴを活用した情報発信（ホームページ・ＳＮＳの活用による情報発信を図り、市内外の事業所、団体、学校等の合宿宿客等）	総務部 企画財政部 建設部 教育委員会事務局
3	みやづ歴史の館									
4	宮津市中央公民館									
5	前尾記念クロスワーカセンターMIYAZU	公募	株FoundingBase	3年間	公募	株FoundingBase	5年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じての変更は行わない。	・関係人口の創出、拡大及び深化を行うこと ・関係人口から移住定住につなげること	企画財政部
6	宮津まちなか地域振興拠点施設	公募	ハマカゼプロジェクト㈱	4年8か月間	公募	ハマカゼプロジェクト㈱	1年間	年間の指定管理料を設定し、実績に応じての変更は行わない。	・宮津市内で生産した農林水産物、農林水産加工品等の販売と、地元の食材や食文化を活用した飲食サービスの提供 ・「道の駅」としての適切な観光案内業務、施設の保守点検と維持管理 ・周囲の施設、事業者、団体等と連携し、道の駅来訪者をまちなかへ回遊させ、まちなか全体に活気を与える ・積極的な広報活動及び調査の実施、自主事業の企画及び実施	産業経済部
7	天橋立駐車場	—	—	—	公募	アマノマネジメントサービス㈱	5年間	指定管理料を支払わず、指定管理者の経営努力のみで対応する。	・駐車場の供用に関すること ・駐車場の維持管理に関すること ・その他円滑な駐車場運営に関すること	産業経済部
8	宮津駅前駐車場	—	—	—						

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする。
ただし、規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める理由により市長等が認める場合は、この限りでない。

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

（公募の例外）

第2条 条例第2条の規則で定める理由は、次の各号のいずれかの場合とする。

- (1) 施設の管理上当該地域の団体に管理を行わせることが適當と認められる場合
- (2) 市が関与又は育成することが必要と認める団体で、その活動目的に關係する施設の管理を行わせることが適當と認められる場合
- (3) 施設に活動拠点を置く団体を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合
- (4) 専門的で高度な技術を有する団体に管理を行わせることが適當と認められる場合
- (5) 施設の管理上緊急に指定管理者の指定を必要とし、公募する暇がない場合

議案参考資料

令和7年3月定例会

議第24号

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市、与謝郡2町で共同設置している障害者介護給付費等支給認定審査会の事務局を宮津市に変更することとし、規約を変更するため、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する第252条の2の2の規定により、市議会の議決を得ようとするもの。

◆提案の概要

事務局の変更 「与謝野町」を「宮津市」に変更する。

◆施行日

令和7年4月1日

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会

- 目的 障害福祉サービス利用者の障害支援区分の審査と判定を行う。
- 設置年月日 平成18年4月1日
- 業務 ①法に規定する介護給付に係る障害支援区分の審査及び判定
②市町の支給要否決定等に当たっての意見
- 委員 障害保健福祉の学識経験を有する者 5人
- 運営 宮津市、伊根町及び与謝野町の共同設置
- 運営経費 1市2町の負担金
- 事務局 令和7年4月1日～令和9年3月31日 宮津市
(審査会設置時の申合せにより、事務局は宮津市と与謝野町で2年ごとの持ち回りとしている。)
- 設置根拠 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・平成18年4月 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会設置（事務局：宮津市）
- ・平成19年4月 事務局変更（事務局：与謝野町）
- ・平成21年4月 事務局変更（事務局：宮津市）
- ・令和5年4月 事務局変更（事務局：与謝野町）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 1,270千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

健康でいきいきと幸せに暮らせるまちづくり

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

・宮津市障害者計画

・第7期障害福祉計画

・第3期障害児福祉計画

担当課・係

添付資料

社会福祉課 障害福祉係 (45-1622)

・新旧対照表

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約（平成18年4月1日京都府知事届出）新旧対照表

現行	改正後（案）
（執務場所） 第3条 審査会の執務場所は、 <u>京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内</u> とする。	（執務場所） 第3条 審査会の執務場所は、 <u>京都府宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内</u> とする。
第4条（略） （委員の選任方法） 第5条 審査会の委員は、共同設置市町の長が協議して定める委員の候補者について、 <u>与謝野町長</u> がこれを選任する。	第4条（略） （委員の選任方法） 第5条 審査会の委員は、共同設置市町の長が協議して定める委員の候補者について、 <u>宮津市長</u> がこれを選任する。
2 審査会の委員に欠員が生じたときは、 <u>与謝野町長</u> は、速やかにその旨を <u>宮津市及び伊根町</u> （以下「関係市町」という。）の長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を選任するものとする。 （職員の定数） 第6条 審査会の事務を補助する <u>与謝野町</u> の職員の定数は、共同設置市町の長が協議して定める。	2 審査会の委員に欠員が生じたときは、 <u>宮津市長</u> は、速やかにその旨を <u>伊根町及び与謝野町</u> （以下「関係町」という。）の長に通知するとともに、前項の例により審査会の委員を選任するものとする。 （職員の定数） 第6条 審査会の事務を補助する <u>宮津市</u> の職員の定数は、共同設置市町の長が協議して定める。
（負担金） 第7条（略） 2 <u>関係市町</u> は、前項の規定による負担金を <u>与謝野町</u> に交付しなければならない。 3（略） （予算）	（負担金） 第7条（略） 2 <u>関係町</u> は、前項の規定による負担金を <u>宮津市</u> に交付しなければならない。 3（略） （予算）

第8条 審査会に関する与謝野町の予算は、これを一般会計とする。

(決算報告)

第9条 与謝野町長は、審査会に関する決算を与謝野町議会の認定に付したときは、当該決算を、関係市町の長に報告しなければならない。

第10条 (略)

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第11条 与謝野町は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係市町と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を、与謝野町が制定又は改廃したときは、関係市町の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

第8条 審査会に関する宮津市の予算は、これを一般会計とする。

(決算報告)

第9条 宮津市長は、審査会に関する決算を宮津市議会の認定に付したときは、当該決算を、関係町の長に報告しなければならない。

第10条 (略)

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第11条 宮津市は、審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係町と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を、宮津市が制定又は改廃したときは、関係町の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

附 則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案参考資料

令和7年3月定例会

議第25号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が拘禁刑として改められることに伴い、関係条例の文言整理を行うもの。

◆提案の概要

以下の条例中、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- ①宮津市個人情報保護法施行条例
- ②宮津市一般職職員の給与に関する条例
- ③宮津市暴力団排除条例
- ④宮津市議会の個人情報の保護に関する条例

◆施行日

令和7年6月1日（刑法等の一部を改正する法律の施行日）

【政策等の背景・提案までの経過】

R4. 6.17：刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）公布
(施行日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

R5. 11. 10：刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和5年政令第318号）公布
⇒ 令和7年6月1日施行

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

・新旧対照表

議第25号

宮津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。【令和5年4月1日施行】 (宮津市個人情報保護条例の廃止) 第2条 宮津市個人情報保護条例(平成14年条例第1号)は、廃止する。 (経過措置) 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の宮津市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項又は第12条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者 (2) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧個人情報の処理業務の委託を受けたものである者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の処理業務の委託を受けたものであった者 (3) この条例の施行の際現に旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の処理	附 則 第1条 (略) 第2条 (略) (経過措置) 第3条 (略) (1) 略 (2) 略 (3) 略

<p>業務に従事している者又はこの条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報の処理業務に従事していた者</p>	
<p>(4) この条例の施行の際現に指定管理者である者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者</p>	<p>(4) 略</p>
<p>(5) この条例の施行の際現に指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者</p>	<p>(5) 略</p>
<p>2 この条例の施行の日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項(旧条例第20条において準用する場合を含む。)、第18条又は第19条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正並びに利用の停止又は消去及び提供の停止については、なお従前の例による。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第3号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 第1項第3号に掲げる者</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) 第1項第5号に掲げる者</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>5 前2項の規定は、市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。</p>	<p>5 (略)</p>

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反
行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第4条 (略)

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第20条の2 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第20条の3 （略）</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を記載した書面を宮津市公告式条例(昭和29年条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消す場合も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に關し必要な事項は、市長が別に定める。

- (2) (略)
- (3) (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)

宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(罰則)</p> <p>第21条 第12条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第17条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 第12条第5項又は第6項の規定に違反した元請契約者等は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第21条 第12条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

宮津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第6章 罰則	
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金に処する。	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金に処する。	第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。	第56条 略
第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。	第57条 略

附 則

現行	改正後（案）
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p class="list-item-l1">1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (罰則の適用等に関する経過措置)</p> <p class="list-item-l1">2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。</p> <p class="list-item-l1">3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。 (人の資格に関する経過措置)</p> <p class="list-item-l1">4 拘禁刑に処された者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処された者は無期禁錮に処された者と、有期拘禁刑に処された者は刑期を同じくする有期禁錮に処された者とみなす。 (宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p class="list-item-l1">5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律</p>

の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第26号

富津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

関連する労働法制の改正と令和6年8月の人事院「公務員人事管理に関する報告」において仕事と生活の両立支援の拡充を進めることとされたことを踏まえ、本市においても、子の年齢に応じた柔軟な働き方など職員の仕事と生活の両立支援を進めるため、条例の一部を改正するもの。

◆提案の概要

1 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大

3歳に満たない子 → 小学校就学の始期に達するまでの子

2 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の導入

小学校就学の始期に達するまでの子等を養育する職員及び要介護者を介護する職員を対象に、新たに早出遅出勤務を導入する。

◆施行日

令和7年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

- R6.5.31：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律 公布 (R7.4.1施行)
- R6.8.8：令和6年人事院「公務員人事管理に関する報告」

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

・新旧対照表

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(時間外勤務代休時間)</p> <p><u>第8条の3</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(時間外勤務代休時間)</p> <p><u>第8条の2</u> (略)</p> <p><u>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</u></p> <p><u>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u></p> <p><u>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</u></p> <p><u>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る</u></p>

家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。
以下同じ。) を養育とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条 第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事

第8条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子

のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事

由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。) をさせてはならない。

- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条 第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理す

由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。) をさせてはならない。

- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

- 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子

のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員

が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理す

るための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下の項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 (略)

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

るための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下の項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 (略)

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案参考資料

令和7年3月定例会

議第27号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	---	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和6年人事院勧告等において、令和7年4月から本市域が地域手当の支給地域とされたことを踏まえ、市長、副市長及び教育長に地域手当を支給することとするもの。

また、市長の給料の額の特例として行っている減額措置を1年間延長するもの。

◆提案の概要

1 地域手当の支給

一般職の職員の例により算出した額を支給する。

2 市長の給料の額の特例措置の延長

令和6年4月1日から実施している市長の給料の5%減額措置を1年間延長し、令和8年3月31日までとする。

820,000円 → 779,000円 △41,000円 (△5%)

◆施行日

1 令和7年4月1日

2 公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

- R6.8.8 : 令和6年人事院勧告
国における地域手当支給地域の単位の広域化（都道府県単位を基本）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- 地域手当の支給に係る影響額 1,316千円
- 市長の給料減額措置 △492千円

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
----------	---

テーマ別戦略	—
--------	---

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係	添付資料
-------	------

総務課 職員係 (45-1603)	・新旧対照表
-------------------	--------

第1条

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(市長等の給与) 第2条 市長等の給与は、給料_____、通勤手当及び期末手当とする。	(市長等の給与) 第2条 市長等の給与は、給料、 <u>地域手当</u> 、通勤手当及び期末手当とする。
(給料) 第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。 市長 月額820,000円 副市長 月額670,000円	(略)
(通勤手当) 第4条 市長等の_____通勤手当の月額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。	(地域手当及び通勤手当) 第4条 市長等の <u>地域手当及び通勤手当</u> の月額は、一般職の職員の例により算出して得た額とする。
(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給料 月額_____に給料 月額_____の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に100分の172.5を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する <u>地域手当の月額</u> に、給料の月額及びこれに対する <u>地域手当の月額</u> の合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に100分の172.5を乗じて得た額とする。
第6条・第7条 (略)	
(日割計算) 第8条 給料_____を支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料_____額は、その月の現日数から週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。	(日割計算) 第8条 給料及び <u>地域手当</u> を支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その <u>給料及び地域手当の額</u> は、その月の現日数から週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

附 則

1～11 略

12 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額779,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料 月額は、同条に規定する額とする。

附 則

1～11 略

12 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額779,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

第2条

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和49年条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(給与の種類) 第2条 教育長の給与は、給料_____、通勤手当及び期末手当とする。	(給与の種類) 第2条 教育長の給与は、給料、 <u>地域手当</u> 、通勤手当及び期末手当とする。
第3条 給料は、月額600,000円とする。	第3条 (略)
(諸手当) 第4条 通勤手当_____は、宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の規定を準用する。	(諸手当) 第4条 地域手当及び通勤手当は、宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の規定を準用する。
2 期末手当は、宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）の規定を準用する。	2 (略)

附 則

現行	改正後（案）
	<p>附 則</p> <p>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中宮津市長及び副市長の給与に関する条例附則第12項の改正規定（「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。</p>

議案参考資料 令和7年3月定例会	議第28号	富津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】		
◆提案の趣旨・目的 健康診査等に係る医師報酬について、京都府の同種事業の報酬単価が改定となったことから、本市の報酬単価についても、京都府単価に準じて増額改定するもの。		【当該医師報酬単価の推移】 ・平成19年度～平成29年度 27,800円 ・平成30年度 28,000円 ・平成31（令和元）年度～令和5年度 28,100円 ・令和6年度 28,200円		
◆提案の概要 ○健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師の報酬額の改定 ・日額 28,200円 → 28,500円		【市民参加の状況】		
◆施行日 令和7年4月1日		【政策等の効果及び費用】 ○改定に係る報酬増額見込み 18千円 ※従事予定日数約60日		
【第7次宮津市総合計画との整合】		【他の自治体の類似する政策との比較】		
重点プロジェクト	—			
テーマ別戦略	—			
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料	
		総務課 職員係 (45-1603)	・新旧対照表	

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）																
(報酬) 第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。	(報酬) 第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(37) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師</td><td>同 <u>28,200円</u></td></tr> <tr> <td>(39)～(62) 同委員</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(1)～(37) (略)	(略)	(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	同 <u>28,200円</u>	(39)～(62) 同委員	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(37) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師</td><td>同 <u>28,500円</u></td></tr> <tr> <td>(39)～(62) 同委員</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(1)～(37) (略)	(略)	(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	同 <u>28,500円</u>	(39)～(62) 同委員	(略)
区分	報酬の額																
(1)～(37) (略)	(略)																
(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	同 <u>28,200円</u>																
(39)～(62) 同委員	(略)																
区分	報酬の額																
(1)～(37) (略)	(略)																
(38) 健康診査医師、予防接種医師及び健康診査歯科医師	同 <u>28,500円</u>																
(39)～(62) 同委員	(略)																
	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>																

議案参考資料

令和7年3月定例会

議第29号

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和6年人事院勧告において、令和7年4月から本市域が地域手当の支給地域とされることを踏まえ、本市職員に地域手当を支給するほか、扶養手当の改正などを行うもの。

◆提案の概要

1 正規職員（宮津市一般職職員の給与に関する条例）

- ① 地域手当の支給 8%（令和7年度は4%）
- ② 扶養手当の見直し

扶養親族	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子 (1人当たり)	10,000円	11,500円	13,000円

③ その他の手当の改正（定年前再任用短時間勤務職員に係る住居手当の支給など）

④ 3級以上の給料表の初号の額を引上げ（給料表の改定）

2 会計年度任用職員（宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例）

- ① 地域手当の支給 正規職員に準じて支給
- ② 招致外国青年の報酬改定（R7.4.1からのJETプログラム運用改善に伴うもの）

3 その他条例の改正（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例）

派遣職員への地域手当の支給

◆施行日

令和7年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

一

テーマ別戦略

一

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

R6. 8. 8：令和6年人事院勧告

- ・ 地域手当の支給地域の単位の広域化
- ・ 扶養手当の見直し など

R6. 12. 25：一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）の公布

R6. 12. 25：宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第25号）の公布（給料表、期末勤勉手当等の改正）

R7. 1. 6：JETプログラム運用改善通知（総務省・外務省・文科省）

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

・ 地域手当の支給 (R7) 65,303千円

■ 予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

・新旧対照表

第1条

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(給料)	(給料)
第3条 給料は、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に規定する扶養手当_____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、 <u>勤勉手当及び特定任期付職員業績手当</u> を除いたものとする。	第3条 給料は、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に規定する扶養手当、 <u>地域手当</u> 、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当 <u>及び勤勉手当</u> _____を除いたものとする。
2 (略)	2 (略)
(給料等の支給)	(給料の支給)
第6条 給料及び扶養手当、特殊勤務手当、管理職手当（以下「給料等」という。）の計算期間（以下「給与期間」という。）は__月の1日から末日までとし、毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。	第6条 給料____の計算期間（以下「給与期間」という。）は__月の1日から末日までとし、毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
第7条 新たに職員となった者には、その日から給料等を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料等を支給する。	第7条 新たに職員となった者には、その日から給料等を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料等を支給する。
2 職員が退職したときは、その日まで給料等を支給する。	2 職員が退職したときは、その日まで給料等を支給する。
3 職員が死亡したときは、その月まで給料等を支給する。	3 職員が死亡したときは、その月まで給料等を支給する。
4 第1項又は第2項の規定により給料等を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以	4 第1項又は第2項の規定により給料等を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以

外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもので、市長が承認したものという。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号

までに掲げる扶養親族については6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第10条 (略)

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもので、市長が承認したものという。

(削る)

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円

とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の翌月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第11条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を乗じて得た額とする。
- 3 人事交流等により本市の地域以外の地域に在勤する職員については、当該地域における民間の賃金水準及び物価等に関する事情を考慮して市長が別に定めるところにより地域手当を支給することができる。
- 4 地域手当の支給については、給料の支給の例による。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第11条の3 (略)

(1) (略)

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

2・3 (略)

(単身赴任手当)

第12条の2 (略)

2 (略)

3 派遣に伴いこの条例の給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務部署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(住居手当)

第11条の3 (略)

(1) 略

(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

2・3 (略)

(単身赴任手当)

第12条の2 (略)

2 (略)

3 新たにこの条例の給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務部署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(休日勤務手当)

第16条 (略)

(夜間勤務手当)

第17条 (略)

(宿日直手当)

第18条 (略)

第19条 前3条の手当は、その月分の翌月の給料等支給の日までに支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第19条の3 管理又は監督の地位にある職員の職のうち市長の指定する職にある者が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間
であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、4,000円の範囲内において規則で定める額
とする。

4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 前3条の手当は、その月分の翌月の給料の支給の日までに支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第19条の3 管理又は監督の地位にある職員の職のうち市長の指定する職にある者が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項に規定する勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

4 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 特定期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。

5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額_____の合計額とする。

6 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として任命権者が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額_____に職制上の段階、職務の級等を考慮して、市長が別に定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特定任期付職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 (略)

（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡

2・3 (略)

4 特定期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の95」とする。

5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

6 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として任命権者が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して、市長が別に定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員_____に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 (略)

（1）前項の職員のうち次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡

した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額_____を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額_____とする。

4・5 (略)

(特定任期付職員業績手当)

第21条の2 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に關し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の市長が別に定める日に支給することができる。

2 特定任期付職員業績手当の額は、基準日現在において、特定任期付職員が受けるべき給料月額に相当する額とする。

(特定の職員についての適用除外)

第22条 (略)

2 第10条から 第11条の3まで及び第12条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) (略)

(3) 前項の職員のうち特定任期付職員 当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 (略)

第21条の2 削除

(特定の職員についての適用除外)

第22条 (略)

2 第10条 及び第12条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

3 第10条、第11条の3及び第12条の2の規定は、任期付短時間勤務職員に

3 第8条、第10条から第11条の3まで、第15条から第17条まで及び第19条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額_____に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日（勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。）に割り振られた勤務時間を減じたもので除した額とする。

(休職者の給与)

第24条 (略)

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当_____及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

は、適用しない。

4 第8条、第10条、第11条の3_____、第15条から第17条まで及び第19条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1年間における休日（勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。）に割り振られた勤務時間を減じたもので除した額とする。

(休職者の給与)

第24条 (略)

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5～7 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
短時間	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
勤務職員以外の職員	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500

5～7 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
短時間	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
勤務職員以外の職員	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500

19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000

19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100

45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000

45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 500	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 200	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	335, 000	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 800	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 500	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	337, 200	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 900	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 600	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	339, 300	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000

71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	416,000
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	416,300
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	416,500
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	416,700
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	417,000
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	417,300
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	417,500
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	417,700
94		299,400	347,400	386,600	398,500	
95		299,700	347,800	387,000	398,800	
96		300,100	348,200	387,400	399,000	

71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	416,000
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,300
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,500
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,700
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	417,000
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	417,300
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,500
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,700
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,600	398,500	
87	256,300	297,400	346,400	387,000	398,800	
88	256,600	297,700	346,800	387,400	399,000	
89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200	
90	257,200	298,300	347,400	388,200	399,500	
91	257,500	298,600	347,800	388,600	399,800	
92	257,800	299,000	348,200	389,000	400,000	
93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200	
94		299,400	348,800	389,800	400,500	
95		299,700	349,200	390,200	400,800	
96		300,100	349,500	390,600	401,000	

97		300, 300	348, 400	387, 700	399, 200	
98		300, 600	348, 800	388, 200	399, 500	
99		301, 000	349, 200	388, 600	399, 800	
100		301, 400	349, 500	389, 000	400, 000	
101		301, 600	349, 800	389, 300	400, 200	
102		301, 900	350, 200	389, 800	400, 500	
103		302, 200	350, 600	390, 200	400, 800	
104		302, 500	351, 000	390, 600	401, 000	
105		302, 700	351, 500	390, 900	401, 200	
106		303, 000	351, 900	391, 400	401, 500	
107		303, 300	352, 300	391, 800	401, 800	
108		303, 600	352, 700	392, 200	402, 000	
109		303, 800	353, 200	392, 500	402, 200	
110		304, 200	353, 600	393, 000	402, 500	
111		304, 600	353, 900	393, 400	402, 800	
112		304, 900	354, 200	393, 800	403, 000	
113		305, 100	354, 700	394, 100	403, 200	
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				
121		307, 400				
122		307, 600				

97		300, 300	349, 800	390, 900	401, 200	
98		300, 600	350, 200	391, 400	401, 500	
99		301, 000	350, 600	391, 800	401, 800	
100		301, 400	351, 000	392, 200	402, 000	
101		301, 600	351, 500	392, 500	402, 200	
102		301, 900	351, 900	393, 000	402, 500	
103		302, 200	352, 300	393, 400	402, 800	
104		302, 500	352, 700	393, 800	403, 000	
105		302, 700	353, 200	394, 100	403, 200	
106		303, 000	353, 600			
107		303, 300	353, 900			
108		303, 600	354, 200			
109		303, 800	354, 700			
110		304, 200				
111		304, 600				
112		304, 900				
113		305, 100				
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				
121		307, 400				
122		307, 600				

	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級		1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	円	円	
	1	202,500	223,500	328,100	
	2	204,800	226,000	330,200	
	3	207,100	228,400	332,300	
	4	209,300	230,800	334,400	
	5	211,600	233,300	336,500	
	6	213,900	235,700	338,600	
	7	216,100	238,100	340,700	
	8	218,400	240,500	342,800	
	9	220,600	243,000	344,900	
	10	222,800	244,600	347,000	

	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級		1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	円	円	
	1	202,500	223,500	353,200	
	2	204,800	226,000	354,700	
	3	207,100	228,400	356,200	
	4	209,300	230,800	357,700	
	5	211,600	233,300	359,100	
	6	213,900	235,700	360,600	
	7	216,100	238,100	362,000	
	8	218,400	240,500	363,400	
	9	220,600	243,000	364,800	
	10	222,800	244,600	366,100	

11	225,000	246,200	<u>349,100</u>
12	227,300	247,800	<u>351,100</u>
13	229,500	249,500	<u>353,200</u>
14	231,600	251,000	<u>354,700</u>
15	233,800	252,400	<u>356,200</u>
16	235,900	253,800	<u>357,700</u>
17	238,000	255,200	<u>359,100</u>
18	239,800	256,400	<u>360,600</u>
19	241,600	257,700	<u>362,000</u>
20	243,300	258,900	<u>363,400</u>
21	245,000	260,300	<u>364,800</u>
22	246,300	261,500	<u>366,100</u>
23	247,600	262,800	<u>367,500</u>
24	249,000	264,100	<u>368,800</u>
25	250,200	265,500	<u>370,000</u>
26	251,300	267,400	<u>371,300</u>
27	252,400	269,200	<u>372,500</u>
28	253,500	271,000	<u>373,700</u>
29	254,700	272,800	<u>374,900</u>
30	256,000	275,000	<u>376,200</u>
31	257,300	277,200	<u>377,400</u>
32	258,500	279,400	<u>378,500</u>
33	259,600	281,700	<u>379,600</u>
34	260,800	283,900	<u>380,800</u>
35	262,000	286,100	<u>382,000</u>
36	263,200	288,200	<u>383,100</u>

11	225,000	246,200	<u>367,500</u>
12	227,300	247,800	<u>368,800</u>
13	229,500	249,500	<u>370,000</u>
14	231,600	251,000	<u>371,300</u>
15	233,800	252,400	<u>372,500</u>
16	235,900	253,800	<u>373,700</u>
17	238,000	255,200	<u>374,900</u>
18	239,800	256,400	<u>376,200</u>
19	241,600	257,700	<u>377,400</u>
20	243,300	258,900	<u>378,500</u>
21	245,000	260,300	<u>379,600</u>
22	246,300	261,500	<u>380,800</u>
23	247,600	262,800	<u>382,000</u>
24	249,000	264,100	<u>383,100</u>
25	250,200	265,500	<u>384,300</u>
26	251,300	267,400	<u>385,500</u>
27	252,400	269,200	<u>386,700</u>
28	253,500	271,000	<u>387,800</u>
29	254,700	272,800	<u>388,900</u>
30	256,000	275,000	<u>390,100</u>
31	257,300	277,200	<u>391,400</u>
32	258,500	279,400	<u>392,500</u>
33	259,600	281,700	<u>393,600</u>
34	260,800	283,900	<u>394,800</u>
35	262,000	286,100	<u>396,000</u>
36	263,200	288,200	<u>397,200</u>

37	264, 400	290, 300	<u>384, 300</u>
38	265, 700	292, 200	<u>385, 500</u>
39	266, 900	294, 100	<u>386, 700</u>
40	268, 100	295, 900	<u>387, 800</u>
41	269, 300	297, 800	<u>388, 900</u>
42	270, 400	299, 700	<u>390, 100</u>
43	271, 500	301, 500	<u>391, 400</u>
44	272, 700	303, 200	<u>392, 500</u>
45	273, 700	305, 000	<u>393, 600</u>
46	274, 500	306, 800	<u>394, 800</u>
47	275, 300	308, 500	<u>396, 000</u>
48	276, 100	310, 100	<u>397, 200</u>
49	276, 800	311, 700	<u>398, 400</u>
50	277, 600	313, 500	<u>399, 800</u>
51	278, 300	315, 300	<u>401, 000</u>
52	279, 000	317, 000	<u>402, 200</u>
53	279, 800	318, 300	<u>403, 400</u>
54	280, 700	320, 300	<u>404, 700</u>
55	281, 500	322, 100	<u>405, 700</u>
56	282, 200	323, 800	<u>406, 800</u>
57	282, 900	325, 500	<u>408, 100</u>
58	283, 700	327, 400	<u>409, 300</u>
59	284, 500	329, 200	<u>410, 500</u>
60	285, 200	330, 900	<u>411, 700</u>
61	285, 800	332, 600	<u>412, 800</u>
62	286, 500	334, 400	<u>413, 800</u>

37	264, 400	290, 300	<u>398, 400</u>
38	265, 700	292, 200	<u>399, 800</u>
39	266, 900	294, 100	<u>401, 000</u>
40	268, 100	295, 900	<u>402, 200</u>
41	269, 300	297, 800	<u>403, 400</u>
42	270, 400	299, 700	<u>404, 700</u>
43	271, 500	301, 500	<u>405, 700</u>
44	272, 700	303, 200	<u>406, 800</u>
45	273, 700	305, 000	<u>408, 100</u>
46	274, 500	306, 800	<u>409, 300</u>
47	275, 300	308, 500	<u>410, 500</u>
48	276, 100	310, 100	<u>411, 700</u>
49	276, 800	311, 700	<u>412, 800</u>
50	277, 600	313, 500	<u>413, 800</u>
51	278, 300	315, 300	<u>415, 200</u>
52	279, 000	317, 000	<u>416, 400</u>
53	279, 800	318, 300	<u>417, 600</u>
54	280, 700	320, 300	<u>418, 700</u>
55	281, 500	322, 100	<u>419, 800</u>
56	282, 200	323, 800	<u>420, 900</u>
57	282, 900	325, 500	<u>421, 900</u>
58	283, 700	327, 400	<u>423, 200</u>
59	284, 500	329, 200	<u>424, 400</u>
60	285, 200	330, 900	<u>425, 600</u>
61	285, 800	332, 600	<u>426, 200</u>
62	286, 500	334, 400	<u>427, 000</u>

63	287, 200	336, 300	415, 200
64	287, 800	338, 000	416, 400
65	288, 600	339, 700	417, 600
66	289, 300	341, 000	418, 700
67	290, 000	342, 300	419, 800
68	290, 700	343, 600	420, 900
69	291, 400	345, 200	421, 900
70	292, 200	346, 700	423, 200
71	292, 900	348, 200	424, 400
72	293, 600	349, 700	425, 600
73	294, 100	351, 100	426, 200
74	294, 800	352, 700	427, 000
75	295, 500	354, 200	427, 700
76	296, 100	355, 700	428, 200
77	296, 800	357, 100	428, 500
78	297, 500	358, 600	428, 800
79	298, 100	360, 200	429, 200
80	298, 700	361, 700	429, 600
81	299, 300	363, 100	429, 900
82	299, 900	364, 400	430, 300
83	300, 500	365, 700	430, 700
84	301, 100	366, 900	431, 000
85	301, 600	368, 200	431, 300
86	302, 100	369, 400	431, 700
87	302, 600	370, 600	432, 000
88	303, 100	371, 700	432, 300

63	287, 200	336, 300	427, 700
64	287, 800	338, 000	428, 200
65	288, 600	339, 700	428, 500
66	289, 300	341, 000	428, 800
67	290, 000	342, 300	429, 200
68	290, 700	343, 600	429, 600
69	291, 400	345, 200	429, 900
70	292, 200	346, 700	430, 300
71	292, 900	348, 200	430, 700
72	293, 600	349, 700	431, 000
73	294, 100	351, 100	431, 300
74	294, 800	352, 700	431, 700
75	295, 500	354, 200	432, 000
76	296, 100	355, 700	432, 300
77	296, 800	357, 100	432, 600
78	297, 500	358, 600	432, 900
79	298, 100	360, 200	433, 200
80	298, 700	361, 700	433, 400
81	299, 300	363, 100	433, 600
82	299, 900	364, 400	433, 900
83	300, 500	365, 700	434, 200
84	301, 100	366, 900	434, 400
85	301, 600	368, 200	434, 600
86	302, 100	369, 400	434, 900
87	302, 600	370, 600	435, 200
88	303, 100	371, 700	435, 400

89	303,500	372,800	<u>432,600</u>
90	304,100	373,900	<u>432,900</u>
91	304,700	375,000	<u>433,200</u>
92	305,200	376,200	<u>433,400</u>
93	305,500	377,300	<u>433,600</u>
94	306,000	378,500	<u>433,900</u>
95	306,500	379,600	<u>434,200</u>
96	306,900	380,700	<u>434,400</u>
97	307,300	381,700	<u>434,600</u>
98	307,800	382,700	<u>434,900</u>
99	308,300	383,700	<u>435,200</u>
100	308,700	384,600	<u>435,400</u>
101	309,100	385,400	<u>435,600</u>
102	309,500	386,400	<u>435,900</u>
103	309,900	387,300	<u>436,200</u>
104	310,200	388,200	<u>436,400</u>
105	310,400	389,000	<u>436,600</u>
106	310,700	389,900	
107	311,000	390,800	
108	311,200	391,800	
109	311,400	392,600	
110	311,600	393,600	
111	311,900	394,500	
112	312,300	395,400	
113	312,500	396,000	
114	312,700	396,900	

89	303,500	372,800	<u>435,600</u>
90	304,100	373,900	<u>435,900</u>
91	304,700	375,000	<u>436,200</u>
92	305,200	376,200	<u>436,400</u>
93	305,500	377,300	<u>436,600</u>
94	306,000	378,500	
95	306,500	379,600	
96	306,900	380,700	
97	307,300	381,700	
98	307,800	382,700	
99	308,300	383,700	
100	308,700	384,600	
101	309,100	385,400	
102	309,500	386,400	
103	309,900	387,300	
104	310,200	388,200	
105	310,400	389,000	
106	310,700	389,900	
107	311,000	390,800	
108	311,200	391,800	
109	311,400	392,600	
110	311,600	393,600	
111	311,900	394,500	
112	312,300	395,400	
113	312,500	396,000	
114	312,700	396,900	

115	312,900	397,800
116	313,200	398,700
117	313,500	399,600
118	313,700	400,300
119	314,000	401,100
120	314,300	401,900
121	314,500	402,500
122	314,700	403,200
123	314,900	403,900
124	315,200	404,500
125	315,500	405,100
126		405,800
127		406,300
128		407,000
129		407,600
130		408,200
131		408,700
132		409,200
133		409,500
134		409,800
135		410,100
136		410,400
137		410,700
138		411,000
139		411,300
140		411,600

115	312,900	397,800
116	313,200	398,700
117	313,500	399,600
118	313,700	400,300
119	314,000	401,100
120	314,300	401,900
121	314,500	402,500
122	314,700	403,200
123	314,900	403,900
124	315,200	404,500
125	315,500	405,100
126		405,800
127		406,300
128		407,000
129		407,600
130		408,200
131		408,700
132		409,200
133		409,500
134		409,800
135		410,100
136		410,400
137		410,700
138		411,000
139		411,300
140		411,600

141		411,900	
142		412,200	
143		412,500	
144		412,800	
145		413,000	
146		413,300	
147		413,600	
148		413,800	
149		414,000	
150		414,300	
151		414,600	
152		414,900	
153		415,100	
154		415,400	
155		415,700	
156		415,900	
157		416,100	
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	232,600	279,500	334,200

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

141		411,900	
142		412,200	
143		412,500	
144		412,800	
145		413,000	
146		413,300	
147		413,600	
148		413,800	
149		414,000	
150		414,300	
151		414,600	
152		414,900	
153		415,100	
154		415,400	
155		415,700	
156		415,900	
157		416,100	
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円
	232,600	279,500	334,200

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

第2条

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料_____、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。	(給与) 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、 <u>地域手当</u> 、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。
2・3 (略)	2・3 (略)
(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額) 第12条 第7条の規定により準用する給与条例第15条、第8条の規定により準用する給与条例第16条及び第9条の規定により準用する給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に <u>あたっては</u> 、給与条例第23条の規定を準用する。	(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額) 第12条 第7条の規定により準用する給与条例第15条、第8条の規定により準用する給与条例第16条及び第9条の規定により準用する給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に <u>当たっては</u> 、給与条例第23条の規定を準用する。
2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に <u>あたっては</u> 、給料の月額_____に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。	2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に <u>当たっては</u> 、給料の月額 <u>及びこれに対する地域手当の月額の合計額</u> に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(報酬)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条の規定を適用して得た額_____とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 給与条例第20条から第20条の3まで（第20条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第5項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額_____の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求められる報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第20条の2 給与条例第21条（同条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受ける

第14条 (略)

2・3 (略)

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条の規定を適用して得た額に、当該額に給与条例第11条第2項の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第20条 給与条例第20条から第20条の3まで（第20条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第5項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求められる報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第20条の2 給与条例第21条（同条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受ける

べき給料の月額_____」とあるのは、
「それぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての
在職期間における規則で定める算出方法により求められる報酬の1月当たり
の平均額」と読み替えるものとする。

2 (略)

(招致外国青年の報酬)

第24条 第14条から前条の規定にかかわらず、語学指導等を行う招致外
国青年として任用されるものの報酬は、月額とし、280,000円以上330,00
0円以下とする。

2 (略)

べき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、
「それぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての
在職期間における規則で定める算出方法により求められる報酬の1月当たり
の平均額」と読み替えるものとする。

2 (略)

(招致外国青年の報酬)

第24条 第14条から前条の規定にかかわらず、語学指導等を行う招致外
国青年として任用されるものの報酬は、月額とし、335,000円以上360,00
0円以下とする。

2 (略)

第3条

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第7条までにおいて同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第7条までにおいて同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p>
<p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。</p>	<p>(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。</p>

第4条

宮津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則	附 則
第1条～第12条 （略） (宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)	第1条～第12条 （略） (宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
第13条 第2条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例 (以下「改正後給与条例」という。)附則第14項から第21項までの規定は、令 和3年改正法附則第3条第5項又は <u>第6項</u> の規定により勤務して いる職員には適用しない。	第13条 第2条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例 (以下「改正後給与条例」という。)附則第14項から第21項までの規定は、令 和3年改正法附則第3条第5項又は <u>附則第3条第1項</u> の規定により勤務して いる職員には適用しない。
2・3 （略）	2・3 （略）
4 暫定再任用短時間勤務職員（ <u>令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項</u> <u>の規定により採用された職員をいう。以下この項及</u> び次項並びに附則第15条及び第16条において同じ。）の給料月額は、当該暫 定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場 合に適用される改正後給与条例第4条に規定する給料表の定年前再任用短 時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後給与条例第4条の3の規 定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、宮津 市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第2条第3項 の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	4 暫定再任用短時間勤務職員（ <u>附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第</u> <u>7条第1項若しくは第2項</u> の規定により採用された職員をいう。以下この項 及び次項並びに附則第15条及び第16条において同じ。）の給料月額は、当該 暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした 場合に適用される改正後給与条例第4条に規定する給料表の定年前再任用短 時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後給与条例第4条の3 の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額 に、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第2 条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間 を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
5～7 （略）	5～7 （略）
8 宮津市一般職職員の給与に関する条例第5条第1項から第4項まで、第10 条、 <u>第11条、第11条の3、第12条の2</u> 及び改正後給与条例第5条第6項か	8 宮津市一般職職員の給与に関する条例第5条第1項から第4項まで、第10 条、 <u>第12条の2</u> 及び改正後給与条例第5条第6項か

ら第8項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

ら第8項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

	附 則
	<p>(施行期日)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>(号給の切替え)</p> <p><u>第2条</u> 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において宮津市一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。</p> <p>(切替日前の異動者の号給の調整)</p> <p><u>第3条</u> 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)</p> <p><u>第4条</u> 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）-第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」</p>

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後給与条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「100分の8」とあるのは、「100分の4」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 改正後給与条例第12条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(その他の経過措置の規則への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に必要な経過措置は、規則で定める。

(宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 宮津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表第22条第2項の項左欄中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改め、同項中欄中「定年前再任用短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18

31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53

66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			

101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級	
		3級
1		1
2		1
3		1
4		1
5		1
6		1
7		1
8		1
9		1
10		1
11		1
12		1
13		1
14		2
15		3
16		4
17		5
18		6

19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41

54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76

89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89
102	90
103	91
104	92
105	93

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第30号

宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災地支援においては、京都府等からの要請を受け、現地に職員を派遣したところであるが、今後においても大規模災害が発生した場合は、本市職員を派遣する必要がある。

このため、令和6年1月総務省通知も踏まえ、現行は本市内の災害のみとしている災害応急作業等の特殊勤務手当を、本市区域外における災害の場合においても支給できるよう改正を行うもの。

◆提案の概要

1 特殊勤務手当の支給対象の追加

- ① 本市で発生した災害に加え、本市区域外で発生した災害において国や他の地方公共団体の要請に基づき派遣された職員も、特殊勤務手当の支給対象とする。
- ② ①の特殊勤務手当の額を、1日につき1,000円（災害応急作業等が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、1,680円）とする。

2 用語の整理

条文中「災害対策業務」の用語を、国の規定に準じ「災害応急作業等」に改める。

※ 国の「災害応急作業等」：巡回監視、応急作業又は応急作業のための災害状況調査など

◆施行日

公布の日

◆提案の根拠法令

特殊勤務手当（人事院規則9-30）第19条

【政策等の背景・提案までの経過】

・令和6年1月1日 能登半島地震発生

・令和6年1月19日 「災害応急作業等手当の運用について」通知
(総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長・応援派遣室長連名通知)
※ 避難所運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査についても、災害応急作業等手当の支給対象作業に該当しうる旨の通知

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—	
テーマ別戦略	—	

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係	添付資料
総務課 職員係 (45-1603)	・新旧対照表

宮津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) 社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当 (2) 感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当 (3) 火葬業務従事職員の特殊勤務手当 (4) 犬、猫等死体処理従事職員の特殊勤務手当 (5) <u>災害対策業務従事職員</u> の特殊勤務手当	(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) <u>災害応急作業等従事職員</u> の特殊勤務手当
(災害対策業務従事職員の特殊勤務手当) 第7条 <u>災害対策業務従事職員</u> の特殊勤務手当は、 <u>宮津市災害対策本部長</u> が指示し、かつ、著しく危険と認める <u>災害対策</u> に従事した職員に対して支給する。	(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当) 第7条 <u>災害応急作業等従事職員</u> の特殊勤務手当は、 <u>次の作業</u> に従事した職員に対して支給する。 (1) <u>宮津市災害対策本部長</u> が指示し、かつ、著しく危険と認める <u>災害応急作業等</u> (2) <u>国、地方公共団体等からの要請に基づき、本市の区域外に派遣される</u> <u>災害応急作業等</u>
2 前項の手当の額は、次に掲げる区分により支給する。 (1) 1日5時間以上の場合1日 1,000円 (2) 1日5時間未満の場合1日 600円	2 前項第1号の手当の額は、次に掲げる区分により支給する。 (1)・(2) (略) 3 第1項第2号の手当の額は、1日につき1,000円とする。ただし、 <u>災害応急作業等</u> が市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、1日につき1,680円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第31号	宮津市職員の旅費に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	-------------------------	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

出張に伴う宿泊料について、経済社会情勢の変化により、規定額と実勢価格との乖離が生じており、職員の負担となっている状況があることから、実費額による支給を可能とする改正を行うもの。

◆提案の概要

宿泊料について、1夜につき10,900円の定額としているが、現に支払った額が当該定額を超える場合で、市長が別に定めるときは、地域の実情を勘案して上限付きの実費額による支給を可能とする。

◆施行日

令和7年4月1日

【政策等の背景・提案までの経過】

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>

千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課 職員係 (45-1603)

・新旧対照表

議第31号

宮津市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(普通旅費の種類) 第6条（略） 2～6（略） 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額_____により支給する。 8（略）	(普通旅費の種類) 第6条（略） 2～6（略） 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額又は実費額により支給する。 8（略）
第7条～第17条（略） (宿泊料) 第18条 宿泊料の額は、1夜につき10,900円を定額とする。_____ _____ _____	第7条～第17条（略） (宿泊料) 第18条 宿泊料の額は、1夜につき10,900円を定額とする。ただし、現に支払った費用の額が当該定額を超える場合であって、市長が別に定めるときは、実費額とし、その額は、地域の実情を勘案して市長が別に定める額を上限とする。
2（略） (赴任旅費) 第19条 赴任旅費は、市長がその都度赴任に要する費用を勘案して、_____ _____国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める移転料の範囲内において支給する。	2（略） (赴任旅費) 第19条 赴任旅費は、市長がその都度赴任に要する費用を勘案して、 <u>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に定める移転料の範囲内において支給する。</u>
	<u>附 則</u> この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第32号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

消防団員等の補償基礎額の引上げ

①消防団員（第5条第2項第1号関係）

階級	現行			改正案		
	勤務年数			勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	円 10,800	円 11,650	円 12,500	円 11,300	円 12,100	円 12,900
部長、班長及び団員	円 9,100	円 9,950	円 10,800	円 9,700	円 10,500	円 11,300

②消防作業従事者等（第5条第2項第2号関係）

消防作業従事者等	現行		改正案	
	最低額	最高額	最低額	最高額
	円 9,100	円 14,200	円 9,700	円 14,500

③扶養親族（第5条第3項関係）

政令第5条第3項における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分	配偶者 (既婚の場合は夫婦のいずれかが、 子供の扶養親族と同様の基準にあつた場合)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
現行	加算額（日額）	217円	333円	217円		
改正案	加算額（日額）	100円	383円	217円		

◆施行日 令和7年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

- R7.2(予定)非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 公布
(令和7年4月1日施行予定)

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- 消防団員等の公務災害時の損害補償の改善

【他の自治体の類似する政策との比較】

- 近隣自治体も同様の改正予定

担当課・係

消防防災課 消防防災係
(45-1605)

添付資料

・新旧対照表

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(補償基礎額)	(補償基礎額)
第5条（略）	第5条（略）
2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。	2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
(1)（略）	(1)（略）
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9,100円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>14,200円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。	(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、 <u>9,700円</u> とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、 <u>14,500円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができます。
3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのい	3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けているものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____

いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円
を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 扶養親族たる子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	円 10,800	円 11,650	円 12,500
部長、班長及び団員	円 9,100	円 9,950	円 10,800

備考

1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上

に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 扶養親族たる子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 (第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	円 11,300	円 12,100	円 12,900
部長、班長及び団員	円 9,700	円 10,500	円 11,300

備考

1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上

位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

位の階級に任命された非常勤消防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第33号

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加するため、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

消防団員の退職報償金の勤務年数区分追加

退職報償金の支給額（第2条別表関係）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
	円	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員(正規団員)	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

備考：下線部分が今回新しく追加する部分。

区分追加

◆施行日 令和7年4月1日

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

令和6年12月27日 「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（令和7年4月1日施行）

地域防災力の中心として大きな役割を果たす消防団が、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少、団員の高齢化など、様々な課題に直面しており、地域における防災力の低下が懸念されるため、非常勤消防団員の処遇改善を図るもの。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

- ・消防団員の処遇改善

【他の自治体の類似する政策との比較】

- ・近隣自治体も同様の改正予定

担当課・係

消防防災課 消防防災係
(45-1605)

添付資料

・新旧対照表

宮津市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和39年条例第46号）新旧対照表

現行							改正後（案）							
階級	勤務年数						別表（第2条関係） 退職報償金支給額表	勤務年数						
	5年以上 0年未満	10年以 上15年	15年以 上20年	20年以 上25年	25年以 上30年	30年以 上		5年以上 0年未満	10年以 上15年	15年以 上20年	20年以 上25年	25年以 上30年	30年以 上35年	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000		円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	円 229,000	円 329,000	円 429,000	円 534,000	円 709,000	円 909,000		円 229,000	円 329,000	円 429,000	円 534,000	円 709,000	円 909,000	円 1,009,000
分団長	円 219,000	円 318,000	円 413,000	円 513,000	円 659,000	円 849,000		円 219,000	円 318,000	円 413,000	円 513,000	円 659,000	円 849,000	円 949,000
副分団長	円 214,000	円 303,000	円 388,000	円 478,000	円 624,000	円 809,000		円 214,000	円 303,000	円 388,000	円 478,000	円 624,000	円 809,000	円 909,000
部長及び 班長	円 204,000	円 283,000	円 358,000	円 438,000	円 564,000	円 734,000		円 204,000	円 283,000	円 358,000	円 438,000	円 564,000	円 734,000	円 834,000
団員（正規 団員）	円 200,000	円 264,000	円 334,000	円 409,000	円 519,000	円 689,000		円 200,000	円 264,000	円 334,000	円 409,000	円 519,000	円 689,000	円 789,000

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第34号	宮津市空家空地対策の推進に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	-----------------------------	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

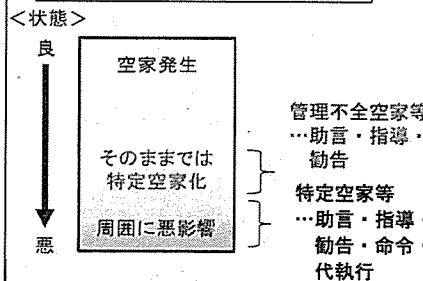
◆提案の概要

1 管理不全空家等の創設(特定空家化を未然に防止する措置)

- 認定 放置すれば特定空家等となるおそれのある空家
- 措置 指導・勧告

空家等への対応

特定空家化を未然に防止する対応



空家の状態	登録・認定	措置等
1 適切な管理が行われていない状態	(1) 状況の現地確認 (2) 登録	<input type="radio"/> 情報提供、助言
2 管理不全空家等【今回新設】	(1) 状況の調査 (2) 空家空地対策協議会への意見聴取⇒認定	<input type="radio"/> 助言、指導、勧告 <input type="radio"/> 固定資産税の住宅用地の特例の解除【今回新設】
3 特定空家等	(1) 状況の調査 (2) 空家空地対策協議会への意見聴取⇒認定	<input type="radio"/> 助言、指導、勧告、命令、代執行 <input type="radio"/> 固定資産税の住宅用地の特例の解除

2 その他条文整理

引用条項のずれによる改正

◆施行日 公布の日

◆参考

管理不全空家等として認定し、勧告が実施された場合、敷地に係る固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)は解除する。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト	—
テーマ別戦略	住みたい、住み続けたいまちづくり

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

- ・第2期宮津市空家空地対策計画(計画期間: 令和4年度から令和13年度まで)

【政策等の背景・提案までの経過】

■空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)

- ・令和5年6月14日 公布
- ・令和5年12月13日 施行

■管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)

- ・令和5年12月13日 通知

【市民参加の状況】

・宮津市空家空地対策協議会への意見聴取等の実施

(協議会委員: 弁護士、司法書士、宅地建物取引業者、土地家屋調査士、建築士、学識経験者、宮津市自治連合協議会、民生児童委員、商工会議所等)

【政策等の効果及び費用】

・特定空家等になることを防止するため、必要な措置を講じることにより、安全安心な生活環境を確保する。

・空家空地を放っておかずには地域とともに空家の利活用を促進することにより、地域の活性化に寄与する。

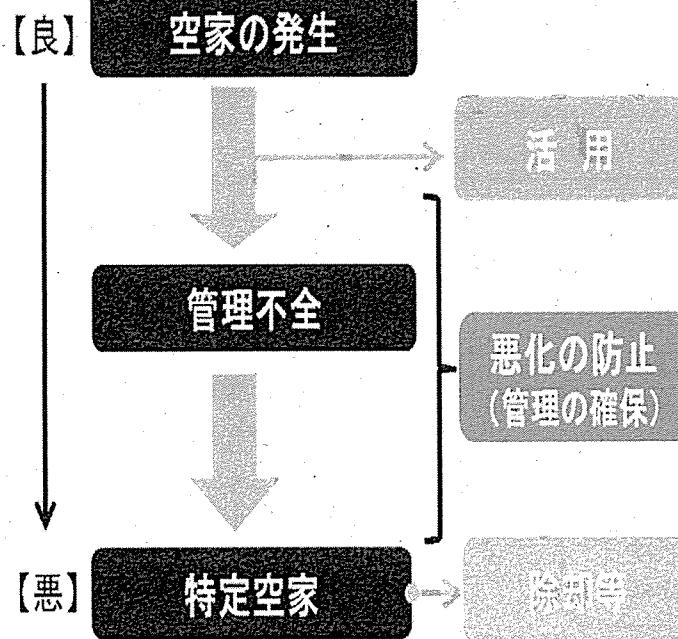
■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係	添付資料
移住定住・魅力発信課 移住定住促進係(45-1689)	・参考資料(別紙1・2・3) ・新旧対照表

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の改正概要

<状態>



1. 活用の拡大

- 「空家等活用促進区域」の設定が可能に
 - ・空家の利活用等における指針等を定めることが可能
 - ・規制緩和等が可能
- 「空家等管理活用支援法人」の設定が可能に
 - ・市町村の事務の一部を外部委託可能に

2. 悪化の防止

- 「管理不全空家等」に対する措置
 - ・放置すれば特定空家等となる空家を「管理不全空家等」として認定し、指導・勧告の措置を強化
 - ※ 勧告を実施した場合、敷地に係る固定資産税の住宅用地特例を解除

3. 除却等

- 市町村長に「財産管理人」の選任請求権を付与
 - ・所有者不明の空家等に対する措置に道筋

条例・計画の改正等

- ▶ 今後、検討を進める
 - ※今回、条例、計画への反映は実施しない

- ▶ 実施
 - ※今回、条例、計画の改正等を実施

- ▶ 実施
 - ※条例、計画の改正等は不要

「宮津市空家空地対策の推進に関する条例(平成29年条例第15号)」及び「第2期宮津市空家空地対策計画」の改正等の考え方

空家の増加に伴い、周辺に悪影響を及ぼす事案の増加が懸念されるため、まずは「管理不全空家等に対する措置」を進めることとし、条例及び計画の改正等を行うもの。「空家等活用促進区域」、「空家等管理活用支援法人」等については、今後の検討課題とする。)

【条例及び計画の改正等の概要】

- 宮津市空家空地対策の推進に関する条例(平成29年条例第15号)の一部改正
 - 「管理不全空家等」を規定するとともに、管理不全空家等に対する認定、措置等について規定する。
- 第2期宮津市空家空地対策計画（計画期間：令和4年度～令和13年度）の一部変更
 - 上記条例の一部改正を受けて、管理不全空家等の認定基準やフロー等を規定する。

(参考資料)「第2期宮津市空家空地対策計画(計画期間:R4~R13)」の変更の概要

別紙2

管理不全空家等の基準、措置の内容等

認定の基準等

状態イメージ

認定基準等

認定の視点

適切な管理が行われていない空家等

注意を要する状態

管理不全空家等

将来的に危険な状態になるおそれ
※特定空家予備軍

- ①物的状態の調査
- ②周辺への悪影響
- ③切迫度
- ※総合判定

将来「特定空家等になる可能性」の度合い

特定空家等

明らかに危険な状態

- ①物的状態の調査
- ②周辺への悪影響
- ③切迫度
- ※総合判定

「明らかな危険性」の有無

認定の手続き

- ①専門家等による調査等を実施
(調査内容)物的状態、周辺への悪影響、切迫度
- ②調査結果等を踏まえ、空家空地対策協議会の意見を聴いた上で、市長が認定

「特定空家等」の認定手続きと同様

措置の内容

○ 管理不全空家等 助言、指導、勧告

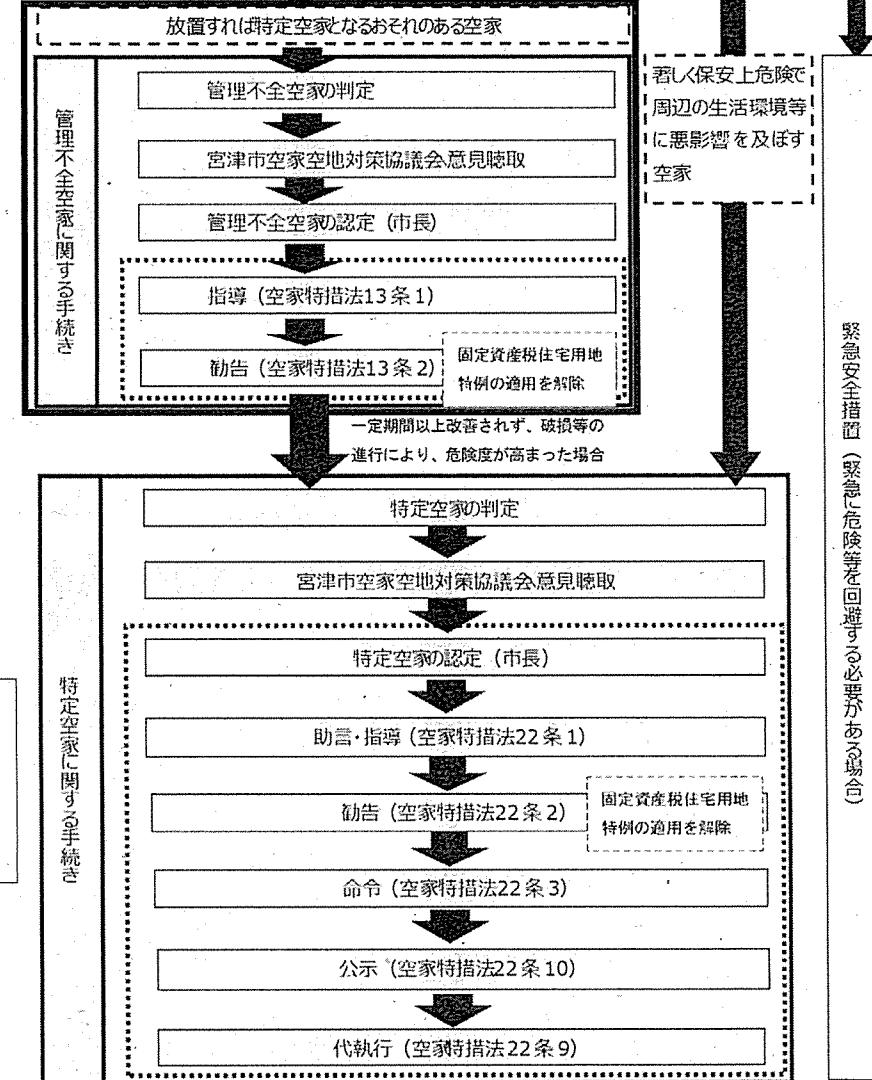
○ 特定空家等 助言、指導、勧告、命令、代執行等

空家対策のフロー

自治会・市民等からの情報提供(適切な管理が行われていない空家)

現地確認・所有者等の調査

所有者等に適切な管理を促す情報提供、助言その他必要な援助等(文書、写真等送付)



① 物的状態の程度の判定

- 建築物等の状態の危険度について診断カルテを作成し、全体所見により物的状態の程度を判定

【具体的基準】

項目	判断基準
1 建築物等の状態	(1) 建築物の倒壊等 (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等 (3) 擁壁が老朽化し危険
2 有害物質・ごみ等の衛生管理等の状態	(1) 建築物又は設備等の破損等 (2) ごみ等の放置及び不法投棄等
3 景観ルールや周辺の調和の状態	(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態 (2) その他周囲の景観と著しく不調和な状態
4 立木のはみ出しや棲みついた動物等の状態	(1) 立木の腐朽、倒壊等 (2) 空家に住みついた動物等 (3) 建築物等の不適切な管理等

② 周辺の建築物や通行人等に対する悪影響の判断

- 空家等が悪影響を及ぼす範囲を踏まえ、隣家等への倒壊の危険性や、倒壊・落下等による第三者への危険性を判断

③ 危険度の切迫性の判断

- 地域住民等の生命・身体又は財産、健康被害、生活環境、道路の通行等に「著しい影響」を及ぼすおそれがある、「速やかな措置」が必要かどうかを判断

宮津市空家空地対策の推進に関する条例（平成29年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(目的) 第1条 この条例は、適切な管理が行われていない空家等及び空地の増加が防災、防犯、衛生、景観等の生活環境に問題を生じさせ、さらには地域の活力を低下させる原因の一つになっていることに鑑み、空家等及び空地の発生の予防、適切な管理及び有効活用（以下「空家空地対策」と総称する。）に関し必要な事項を定めることにより、空家空地対策を総合的に推進し、もって安全で安心して暮らせる生活環境の確保及び地域の活性化に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、適切な管理が行われていない状態の空家等及び空地の増加が防災、防犯、衛生、景観等の生活環境に問題を生じさせ、さらには地域の活力を低下させる原因の一つになっていることに鑑み、空家等及び空地の発生の予防、適切な管理及び有効活用（以下「空家空地対策」と総称する。）に関し必要な事項を定めることにより、空家空地対策を総合的に推進し、もって安全で安心して暮らせる生活環境の確保及び地域の活性化に寄与することを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)（略） (3) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。 (4)（略） <u>(新規)</u> (5)・(6)（略） (7) <u>管理不全な状態</u> 空家等又は空地が次のいずれかに該当する場合であって、当該空家等又は空地の周辺の生活環境を害するおそれがある状態をいう。 ア～キ（略）	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)（略） (3) 特定空家等 市内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。 (4)（略） (5) <u>管理不全空家等</u> 市内に所在する法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。 (6)・(7)（略） (8) <u>適切な管理が行われていない状態</u> 空家等又は空地が次のいずれかに該当する場合であって、当該空家等又は空地の周辺の生活環境を害するおそれがある状態をいう。 ア～キ（略）
第3条（略） (所有者等の責務) 第4条 空家等又は空地の所有者等は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、空家等又は空地が管理不全な状態にならないよう、自らの責任及び負担において適切にこれを管理しなければならない。 2～3（略）	第3条（略） (所有者等の責務) 第4条 空家等又は空地の所有者等は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり_____、自らの責任及び負担において適切にこれを管理しなければならない。 2～3（略）

宮津市空家空地対策の推進に関する条例（平成29年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第5条（略） (自治会及び市民等の役割)	第5条（略） (自治会及び市民等の役割)
第6条（略） 2（略） 3 市民等は、 <u>管理不全な状態である</u> 空家等又は空地が あると認めるときは、市又は当該自治会にその情報を提供するよ う努めるものとする。	第6条（略） 2（略） 3 市民等は、 <u>適切な管理が行われていない状態の</u> 空家等又は空地 があると認めるときは、市又は当該自治会にその情報を提供するよ う努めるものとする。
第7条～第10条（略） (調査等)	第7条～第10条（略） (調査等)
第11条 空家等に関する調査等については、法第9条及び第10 条に定めるところによる。 2 市長は、空地を発見したとき又は市民等から第6条第2項若し くは第3項の規定による情報提供(空地情報に限る。)を受けたとき は、当該空地の状態及び所有者等について必要な調査を行うこ とができる。 3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、 <u>当該職員又は</u> <u>その委任した者に特定空地のおそれがあると認められ</u> る空地に立ち入って調査をさせることができる。	第11条 空家等に関する調査等については、法第9条及び第10 条に定めるところによる。 2 市長は、空地を発見したとき又は市民等から第6条第2項若し くは第3項の規定による情報提供(空地情報に限る。)を受けたとき は、当該空地の状態及び所有者等について必要な調査を行うこ とができる。 3 市長は、この条例の施行に必要な限度において、 <u>空地の所有者</u> <u>等に対し、当該空地に関する事項に関し報告させ、又はその職員</u> <u>若しくはその委任した者に特定空地のおそれがあると認められ</u> る空地に立ち入って調査をさせることができる。
4～7（略） (適切な管理の促進)	4～7（略） (適切な管理の促進)
第12条 市長は、所有者等による空家等及び空地の適切な管理を 促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要 な援助を行うよう努めるものとする。 (特定空家等又は特定空地の認定)	第12条 市長は、所有者等による空家等及び空地の適切な管理を 促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要 な援助を行うよう努めるものとする。 (<u> </u> 認定)
第13条 <u>（新設）</u> 市長は、 <u>第11条</u> の規定による調査を行 い、当該空家等又は空地が現に特定空家等又は特定空地であると	第13条 市長は、 <u>第11条第1項の規定による調査を行い、当該空</u> <u>家等が現に管理不全空家等であると認めるときは、管理不全空家</u> <u>等として認定するものとする。</u> 2 市長は、 <u>第11条第1項から第3項までの規定による調査を行</u> <u>い、当該空家等又は空地が現に特定空家等又は特定空地であると</u>

宮津市空家空地対策の推進に関する条例（平成29年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>認めるときは、特定空家等又は特定空地として認定するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、第20条に規定する協議会の意見を聞くものとする。 (助言又は指導)</p> <p>第14条 <u>(新設)</u></p> <p>特定空家等の所有者等に対する助言又は指導については、法第14条第1項に定めるところによる。</p> <p>2 (略) (勧告)</p> <p>第15条 <u>(新設)</u></p> <p>特定空家等の所有者等に対する勧告については、法第14条第2項に定めるところによる。</p> <p>2 市長は、前条第2項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空地の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、繁茂した雑草の除草その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。 (命令)</p> <p>第16条 特定空家等の所有者等に対する命令については、法第14条第3項から第8項まで及び第13項に定めるところによる。</p> <p>2 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命じることができる。 3～9 (略) (公示等)</p> <p>第17条 前条第1項に規定する命令をした場合における公示に</p>	<p>認めるときは、特定空家等又は特定空地として認定するものとする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、第20条に規定する協議会の意見を聞くものとする。 (助言又は指導)</p> <p>第14条 管理不全空家等の所有者等に対する指導については、法第13条第1項に定めるところによる。</p> <p>2 特定空家等の所有者等に対する助言又は指導については、法第22条第1項に定めるところによる。</p> <p>3 (略) (勧告)</p> <p>第15条 管理不全空家等の所有者等に対する勧告については、法第13条第2項に定めるところによる。</p> <p>2 特定空家等の所有者等に対する勧告については、法第22条第2項に定めるところによる。</p> <p>3 市長は、前条第3項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空地の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、繁茂した雑草の除草その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。 (命令)</p> <p>第16条 特定空家等の所有者等に対する命令については、法第22条第3項から第8項まで及び第13項に定めるところによる。</p> <p>2 市長は、前条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命じることができる。 3～9 (略) (公示等)</p> <p>第17条 前条第1項に規定する命令をした場合における公示に</p>

宮津市空家空地対策の推進に関する条例（平成29年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
ついては、 <u>法第14条第11項及び第12項</u> に定めるところによる。	ついては、 <u>法第22条第13項及び第14項</u> に定めるところによる。
2～3（略） (代執行)	2～3（略） (代執行)
第18条 第16条第1項に規定する命令をした場合における当該命令に係る措置の履行の確保については、 <u>法第14条第9項</u> に定めるところによる。	第18条 第16条第1項に規定する命令をした場合における当該命令に係る措置の履行の確保については、 <u>法第22条第9項</u> に定めるところによる。
2 第16条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命じられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて <u>第14条第1項</u> の助言若しくは指導又は <u>第15条第1項</u> の勧告が行われるべき者を確知することができないため第16条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、 <u>法第14条第10項</u> に定めるところによる。	2 第16条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命じられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて <u>第14条第2項</u> の助言若しくは指導又は <u>第15条第2項</u> の勧告が行われるべき者を確知することができないため第16条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、 <u>法第22条第10項</u> に定めるところによる。
3（略）	3（略）
4 市長は、第16条第2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命じられるべき者（以下この項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて <u>第14条第2項</u> の助言若しくは指導又は <u>第15条第2項</u> の勧告が行われるべき者を確知することができないため第16条第2項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、 <u>その者</u> の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは <u>委任した者</u> （以下この項において「措置実施者」という。）にその措置に行わせることができる。この場合においては、 <u>相当の期限</u> を定めて、 <u>その措置を行なうべき旨</u> 及びその期限までにその措置を行わないときは、 <u>市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行なうべき旨</u> をあらかじめ公告しなければならない。 (緊急安全措置)	4 市長は、第16条第2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命じられるべき者（以下この項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて <u>第14条第3項</u> の助言若しくは指導又は <u>第15条第3項</u> の勧告が行われるべき者を確知することができないため第16条第2項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市長は、 <u>当該命令対象者の負担</u> において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは <u>委任した者</u> （以下この項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市長は、 <u>その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行なうべき旨</u> 及びその期限までにその措置を行わないときは <u>市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨</u> を、あらかじめ公告しなければならない。 (緊急安全措置)
第19条 市長は、空家等又は空地が <u>管理不全な</u> 状態にあり、かつ、これを放置することにより市民等の生命、身	第19条 市長は、空家等又は空地が <u>適切な管理が行われていない</u> 状態にあり、かつ、これを放置することにより市民等の生命、身

宮津市空家空地対策の推進に関する条例（平成29年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
体又は財産に被害を及ぼすことが明らかである場合であつて、当該所有者等に指導等を行う時間的余裕がないと認めるとき限り、原則として当該所有者等の同意を得て、当該空家等又は空地の危険な状態を緊急に回避するために必要最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講じることができる。	体又は財産に被害を及ぼすことが明らかである場合であつて、当該所有者等に指導等を行う時間的余裕がないと認めるとき限り、原則として当該所有者等の同意を得て、当該空家等又は空地の危険な状態を緊急に回避するために必要最小限の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講じることができる。
2 市長は、前項の緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を当該所有者等から徴収するものとする。 (空家空地対策協議会)	2 市長は、前項の緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に要した費用を当該所有者等から徴収するものとする。 (空家空地対策協議会)
第20条 市に、 <u>法第7条第1項</u> に規定する協議会として、宮津市空家空地対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。	第20条 市に、 <u>法第8条第1項</u> に規定する協議会として、宮津市空家空地対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。
2～4（略） (警察その他の関係機関との連携)	2～4（略） (警察その他の関係機関との連携)
第21条～第24条（略） (罰則)	第21条～第24条（略） (罰則)
第25条 第16条第1項の規定による命令に違反した者に対する罰則については、 <u>法第16条第1項</u> に定めるところによる。	第25条 第16条第1項の規定による命令に違反した者に対する罰則については、 <u>法第30条第1項</u> に定めるところによる。
2 第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者に対する罰則については、 <u>法第16条第1項</u> に定めるところによる。	2 第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者に対する罰則については、 <u>法第30条第1項</u> に定めるところによる。
3（略）	3（略） <u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第35号

宮津市市税条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためにデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

「法人番号」の定義を引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う条項ずれの改正

◆施行日

令和7年4月1日

※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためにデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行日

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・令和6年6月7日 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためにデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）公布
※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を含む法律
- ・令和6年12月6日 同法（令和6年法律第46号）の施行期日を定める政令
(令和6年政令第362号) 公布

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>

千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

税務・国保課 税務係
(45-1612)

添付資料

・新旧対照表

議第35号

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(市民税の申告) 第37条の2 (略) 2~8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第24条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下_____同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)	(市民税の申告) 第37条の2 (略) 2~8 (略) 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第24条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下 <u>市民税について</u> 同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)
第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特	第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税及び都市計画税について同じ。) 又は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税及び都市計画税について同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。) 又は法人番号

_____ (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税及び都市計画税について同じ。) 又は法人番号 (同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税及び都市計画税について同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。) 又は法人番号 (同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第129条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人

(3)～(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第129条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人

番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号_____

_____（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3)（略）

番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3)（略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案参考資料

令和7年3月定例会

議第36号

老人医療費の支給に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

令和6年所得税定額減税の実施に係る所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

定額減税が税の負担能力(所得)の定義を変更するものではないことから、減税前の税額で対象者を判定するように改正を行うもの。

◆施行日

公布の日

<府及び府内市町村での検討概要>

- 老人医療助成制度は、65歳以上 70歳未満で前年の所得税非課税世帯の者を対象とする制度
- 令和6年所得税定額減税として、本人分3万円、同一生計配偶者・扶養親族1人につき3万円が令和6年の所得税から控除される。

<検討結果>

- 市町村による定額減税への対応は、統一すること。
- 今回の定額減税は、税の負担能力(所得)の定義を変更するものではなく、定額減税を加味すると、収入の高い世帯も要件を満たすこととなり、従来の対象世帯及び定額減税終了後の対象世帯との合理性を欠くことになる。



- 本制度の趣旨を考慮し、特別税額控除(令和6年定額減税)の影響を加味しない
※京都府及び府内全市町村が合意

【政策等の背景・提案までの経過】

【令和6年定額減税実施を受け、老人医療制度（地方単独事業）の検討】
令和6年9月30日 老人医療助成制度に係る市町村担当部課長会議
(第1回ワーキンググループ会議)

10月～11月 老人医療助成制度ワーキンググループ会議
(第2回～第5回)

11月21日 老人医療助成制度に係る市町村担当部課長会議
⇒減税前の税額で判定することで京都府及び府内全市町村合意

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

【他の自治体の類似する政策との比較】

府内各自治体においても同様の改正が行われる予定

テーマ別戦略

—

担当課・係

添付資料

税務・国保課 国保年金係
(45-1616)

・新旧対照表

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

老人医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（老人医療費の支給）</p> <p>第2条 本市に住所を有する65歳に達する日から70歳に達する日の属する月の末日までの間にある者（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）の規定による医療を受ける者を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものの疾病又は負傷について法第7条第1項に規定する医療保険各法の規定による医療に関する給付（食事療養に係るものを除く。以下同じ。）が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（療養の給付にあっては、当該療養の給付の額から当該療養の給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額からその者について法第67条第1項の規定を適用した場合（この場合において、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の二十」と読み替えるものとする。以下同じ。）に支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に相当する額を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 前年（1月から7月までの間に受けた医療に係る老人医療費につ</p>	<p>（老人医療費の支給）</p> <p>第2条 本市に住所を有する65歳に達する日から70歳に達する日の属する月の末日までの間にある者（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）の規定による医療を受ける者を除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものの疾病又は負傷について法第7条第1項に規定する医療保険各法の規定による医療に関する給付（食事療養に係るものを除く。以下同じ。）が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（療養の給付にあっては、当該療養の給付の額から当該療養の給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手續に従い、その者に対し、その満たない額からその者について法第67条第1項の規定を適用した場合（この場合において、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の二十」と読み替えるものとする。以下同じ。）に支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に相当する額を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 前年（1月から7月までの間に受けた医療に係る老人医療費につ</p>

いては、前々年とする。以下同じ。) の所得税を課されていない者
(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号) 第1条
の規定による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号) 第2条第1項
及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されない者
を含む

。次号において同じ。)

(2) その属する世帯の生計を主として維持する者が前年の所得税を課
されていない者

2～3 (略)

いては、前々年とする。以下同じ。) の所得税を課されていない者
(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号) 第1条
の規定による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号) 第2条第1項
及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されない者
を含み、租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第41条の3の3第
1項の規定を適用しないとしたならば所得税が課される者を除く。
次号において同じ。)

(2) その属する世帯の生計を主として維持する者が前年の所得税を課
されていない者

2～3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案参考資料

令和7年3月定例会

議第37号

宮津市国民健康保険税条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

京都府から令和7年度分の医療費及び被保険者数の見通し等に基づく「市町村標準保険税率」が示されたことから、国民健康保険税の課税額の規定について所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

国民健康保険税率等の改定（京都府全体の医療費の増嵩に伴い、市町村標準保険税率が増加したことから、基金の繰入れにより増額分の一部を抑制）

R6				
区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	5.5%	30.9%	25,200円	16,700円
後期分	2.6%	14.0%	11,400円	7,600円
介護分	2.3%	16.8%	12,400円	6,200円
計	10.4%	61.7%	49,000円	30,500円

+0.8% +5.6% +2,100円 +1,600円

【参考】

都道府県
単位化前

平均保険税額

H29決算

H30決算

R1決算

R2決算

R3決算

R4決算

R5決算

1人当たり

93,650円

75,634円

85,721円

96,193円

81,011円

89,137円

87,146円

R6当初

R7参考(標準税額)



R7当初 (基金繰入)

108,013円 (23,478千円)

◆施行日

令和7年4月1日

前年度比
+11,755円、+12.2%

前年度比
+5,878円、+6.1%

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

- 平成30年4月 国民健康保険制度の都道府県単位化開始
- 令和3年度 府内全体の保険給付費が京都府の見込みより大幅に超過
- ～5年度 京都府が医療費の見込みにより、令和7年度の国保納付金、市町村標準保険税率の算定結果を提示
- 令和7年1月 ⇒府内全体の国保事業費納付金の増加に伴い、市町村標準保険税率が増加
- 令和7年1月 宮津市国民健康保険運営協議会に諮問
- 令和7年2月 宮津市国民健康保険運営協議会から市長に答申

【市民参加の状況】

宮津市国民健康保険運営協議会に諮問

【政策等の効果及び費用】

令和7年度は、令和6年度と同様に負担軽減措置として、前年度の1人当たり保険税額と令和7年度の標準保険税率に基づく保険税額を比較した増額分の1/2を国保事業基金から繰り入れし、増額分の一部を抑制。

108,013

96,258

1/2 ↳ 基金により軽減
(23,478千円)

102,136

前年度税額 標準税額 改正税率案

R7年度

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>

千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

税務・国保課 国保年金係
(45-1616)

添付資料

・宮津市国民健康保険税率の改定推移
・新旧対照表

■ 宮津市国民健康保険税率の改定推移

区分	都道府県単位化前(H29)				H30				R1				R2				R3			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	7.3%	29.0%	24,500円	21,500円	4.9%	25.0%	20,600円	14,600円	5.5%	30.4%	24,200円	17,200円	5.6%	28.4%	24,000円	17,100円	4.9%	25.6%	21,100円	14,800円
後期分	2.5%	5.4%	8,000円	5,900円	2.1%	10.4%	8,600円	6,100円	2.1%	11.4%	9,100円	6,500円	2.2%	11.0%	9,300円	6,600円	2.3%	11.4%	9,400円	6,600円
介護分	2.7%	9.3%	10,000円	7,800円	1.7%	12.4%	8,900円	4,600円	1.9%	14.6%	10,400円	5,500円	2.2%	13.9%	11,100円	5,600円	2.0%	15.8%	11,300円	5,700円
計	12.5%	43.7%	42,500円	35,200円	8.7%	47.8%	38,100円	25,300円	9.5%	56.4%	43,700円	29,200円	10.0%	53.3%	44,400円	29,300円	9.2%	52.8%	41,800円	27,100円

前年度比 ▲3.8% +4.1% ▲4,400円 ▲9,900円 +0.8% +8.6% +5,600円 +3,900円 +0.5% ▲3.1% +700円 +100円 ▲0.8% ▲0.5% ▲2,600円 ▲2,200円

区分	R4				R5				R6				上段:決定保険税率等 下段:標準保険税率等		R7				上段:改正保険税率等 下段:標準保険税率等	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	5.5%	28.7%	23,600円	16,000円	5.0%	26.8%	23,700円	15,500円	5.5%	30.9%	25,200円	16,700円	5.7%	34.6%	28,000円	18,500円	(6.2%)	(37.7%)	(30,400円)	(20,100円)
後期分	2.2%	11.3%	9,300円	6,300円	2.4%	12.4%	10,900円	7,200円	2.6%	14.0%	11,400円	7,600円	2.3%	13.8%	11,200円	7,400円	(2.6%)	(14.0%)	(11,400円)	(7,600円)
介護分	2.3%	16.0%	12,000円	6,100円	2.2%	16.9%	12,300円	6,200円	2.3%	16.8%	12,400円	6,200円	1.9%	18.5%	12,500円	6,000円	(2.3%)	(16.8%)	(12,400円)	(6,200円)
計	10.0%	56.0%	44,900円	28,400円	9.6%	56.1%	46,900円	28,900円	10.4%	61.7%	49,000円	30,500円	9.9%	66.9%	51,700円	31,900円	(10.8%)	(63.8%)	(50,700円)	(31,600円)

+0.8% +3.2% +3,100円 +1,300円 ▲0.4% +0.1% +2,000円 +500円 +0.8% +5.6% +2,100円 +1,600円 △0.5% +5.2% +2,700円 +1,400円
(+1.2%) (+7.7%) (+3,800円) (+2,700円) (△0.4%) (+6.2%) (+3,400円) (+1,900円)

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>5.5</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>5.7</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下（「固定資産税額等」という。）に100分の<u>30.9</u>を乗じて算定する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額（以下（「固定資産税額等」という。）に100分の<u>34.6</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,200円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,000円</u>とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の</p>

規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 16,700円

(2) 特定世帯 8,350円

(3) 特定継続世帯 12,525円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の14.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 18,500円

(2) 特定世帯 9,250円

(3) 特定継続世帯 13,875円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額等に100分の13.8を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,600円
- (2) 特定世帯 3,800円
- (3) 特定継続世帯 5,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の16.8を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,400円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,200円

者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について11,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,400円
- (2) 特定世帯 3,700円
- (3) 特定継続世帯 5,550円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額等に100分の18.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円

とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,0

とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が600,0

00円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,640円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,690円
(イ) 特定世帯 5,845円
(ウ) 特定継続世帯 8,768円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,980円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,320円

00円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 19,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,950円
(イ) 特定世帯 6,475円
(ウ) 特定継続世帯 9,713円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,840円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,180円

(イ) 特定世帯 2,660円

(ウ) 特定継続世帯 3,990円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,680円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,340円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 12,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,350円

(イ) 特定世帯 4,175円

(ウ) 特定継続世帯 6,263円

(イ) 特定世帯 2,590円

(ウ) 特定継続世帯 3,885円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,250円

(イ) 特定世帯 4,625円

(ウ) 特定継続世帯 6,938円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

（イ）特定世帯 1,900円

（ウ）特定継続世帯 2,850円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,100円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,700円

（イ）特定世帯 1,850円

（ウ）特定継続世帯 2,775円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,250円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る国民健康保険税の納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,340円

(イ) 特定世帯 1,670円

(ウ) 特定継続世帯 2,505円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除
く。）1人について 2,280円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める
額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,520円

(イ) 特定世帯 760円

(ウ) 特定継続世帯 1,140円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項
に規定する世帯主を除く。）1人について 2,480円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい
て 1,240円

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,700円

(イ) 特定世帯 1,850円

(ウ) 特定継続世帯 2,775円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除
く。）1人について 2,240円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める
額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,480円

(イ) 特定世帯 740円

(ウ) 特定継続世帯 1,110円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額（第1条第2項
に規定する世帯主を除く。）1人について 2,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい
て 1,200円

2・3 (略)

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年
度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康
保険税については、なお従前の例による。

議案参考資料

令和7年3月定例会

議第38号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

障害者自立支援医療特別対策事業の医療費助成制度において、健康保険情報の確認実施に係る個人番号の独自利用事務として情報連携をするため所要の改正を行うもの。

◆提案の概要

健康保険証等のマイナンバーカードとの一体化に伴い、行政運営の効率化や市民から提出される申請書類等への書類添付の負担軽減を図るため、情報提供ネットワークシステムと連携する独自利用事務に「障害者自立支援医療特別対策事業の実施に関する事務」を追加する。

(別表第1に「障害者自立支援医療特別対策事業の実施に関する事務」を追加)

その他、法改正に伴い不要となった別表中の条例規定を削除する。

◆施行日

公布の日

【政策等の背景・提案までの経過】

- 令和5年6月9日公布 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律
(令和5年法律第48号)

【市民参加の状況】

障害者自立支援医療特別対策事業受給者数 (市制度: 府1/2補助)
5名 (R7.1.24時点)

※障害者自立支援医療(更生医療)受給者数 (国制度: 国1/2、府1/4)
87名 (R7.1.24時点)

【政策等の効果及び費用】

- 申請者の申請手続時の負担軽減
- 職員の支給決定時の効率化

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

総務課情報推進係(45-1602)
社会福祉課障害福祉係(45-1622)

・新旧対照表

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(個人番号の利用範囲)	(個人番号の利用範囲)
第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、 <u>別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務</u> 及び市長その他の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。	第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務_____及び市長その他の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。
2 <u>別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関は、</u> _____ 同表の中欄に掲げる事務を処理するためには、_____ 同表の右欄に掲げる_____ 特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	2 市長その他の執行機関は、規則で定めるところにより、法別表の下欄及び別表第1の右欄に掲げる事務を処理するためには、法別表の下欄及び別表第1の右欄に掲げる事務に関する特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
3～4 (略) (特定個人情報の提供)	3～4 (略) (特定個人情報の提供)
第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、 <u>別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u>	第4条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、 <u>別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u>

2 (略)

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事務
1 市長	障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務 であって規則で定めるもの
2 市長	身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する 事務であって規則で定めるもの
3 市長	療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるも の
4 市長	ひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務であつ て規則で定めるもの
5 市長	重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務であ って規則で定めるもの
6 市長	重度心身障害老人健康管理費の支給に関する事務であ って規則で定めるもの
7 市長	老人医療費の支給に関する事務であって規則で定める もの
8 市長	子育て支援医療費の助成に関する事務であって規則で 定めるもの

別表第2 (第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法(昭和25年法律第2介護保険法(平成9年法律	

2 (略)

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事務
1 市長	障害福祉サービス等利用支援事業の実施に関する事務
2 市長	障害者自立支援医療特別対策事業の実施に関する事務
3 市長	身体障害児等の補装具費用一部負担金の補助に関する 事務
4 市長	老人医療費の支給に関する事務
5 市長	子育て支援医療費の助成に関する事務
6 市長	重度心身障害者の福祉医療費の支給に関する事務
7 市長	ひとり親家庭の福祉医療費の支給に関する事務
8 市長	重度心身障害老人健康管理費の支給に関する事務

(削除)

	26号) その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	<p><u>務であって規則で定めるもの</u></p>	
4 市長	<p>介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国情報（以下「中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に</p>

		よる身体障害者手帳、精神 保健及び精神障害者福祉に 関する法律（昭和25年法律 第123号）による精神障害者 保健福祉手帳若しくは知的 障害者福祉法（昭和35年法 律第37号）にいう知的障害 者に関する情報（以下「障 害者関係情報」という。） 又は特別児童扶養手当等の 支給に関する法律（昭和39 年法律第134号）による特別 児童扶養手当の支給に関す る情報（以下「特別児童扶 養手当関係情報」という。） であって規則で定めるもの
6 市長	障害福祉サービス等利用支 援事業の実施に関する事務 であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規 則で定めるもの
7 市長	身体障害児等の補装具費用 一部負担金の補助に関する 事務であって規則で定める もの	地方税関係情報であって規 則で定めるもの

8 市長	予防接種法（昭和23年法律 第68号）による予防接種の 実施、給付の支給又は実費 の徴収に関する事務であつ て規則で定めるもの	生活保護関係情報であって 規則で定めるもの
9 市長	公営住宅法（昭和26年法律 第193号）による公営住宅 (同法第2条第2号に規定 する公営住宅をいう。) の 管理に関する事務であって 規則で定めるもの	生活保護関係情報であって 規則で定めるもの
10 市長	ひとり親家庭の福祉医療費 の支給に関する事務であつ て規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護 関係情報、児童扶養手当関 係情報又は母子保健法（昭 和40年法律第141号）による 養育医療の給付若しくは養 育医療に要する費用の支給 に関する情報であって規則 で定めるもの
11 市長	重度心身障害者の福祉医療 費の支給に関する事務であ つて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護 関係情報又は障害者関係情 報であって規則で定めるも の

12 市長	重度心身障害老人健康管理 費の支給に関する事務であ って規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護 関係情報又は障害者関係情 報であって規則で定めるも の
13 市長	老人医療費の支給に関する 事務であって規則で定める もの	地方税関係情報、生活保護 関係情報又は介護保険給付 等関係情報であって規則で 定めるもの
14 市長	子育て支援医療費の助成に 関する事務であって規則で 定めるもの	生活保護関係情報、児童扶 養手当関係情報又は母子保 健法による養育医療の給付 若しくは養育医療に要する 費用の支給に関する情報で あって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法 (昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所支援に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法)

別表第2（第4条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法 (昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務	市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は就労自立給付金の支給に関する情報

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

律第123号)による自
立支援給付の支給に
関する情報であって
規則で定めるもの

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第39号	宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 ○市立保育所給食費（3歳児以上から徴収）について、令和6年度は児童1人当たり月額500円を市が支援し、実質負担額を月額6,000円としており、当該支援を令和7年度も継続するもの。</p>		<p>• R4.4: 国が「コロナ禍における原油価格・物価高騰等緊急対策」策定 • R4.8: 保育所給食賄材料費の高騰対策実施（賄材料費の追加・8月補正） • R5.4: 宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正（給食費の改定）施行</p>	
<p>◆提案の概要 ○市立保育所給食費の減額期間の延長（附則第5項） 令和8年3月31日までの間（現行：令和7年3月31日までの間）、給食費の実質負担額を月額6,000円とする。</p>		【市民参加の状況】	
<p>◆施行日 公布の日 ○給食費については、国、府の補助金等の支援策を今後も注視するとともに、府内の自治体及び市民所得の動向も踏まえ、段階的に保護者負担を求めていくことを検討する。</p>		【政策等の効果及び費用】 保育所給食費の負担軽減の継続 市負担額 1,098千円（500円×12月×183人）	
【第7次宮津市総合計画との整合】		【他の自治体の類似する政策との比較】	
重点プロジェクト	若者が住みたいまちづくりプロジェクト		
テーマ別戦略	住みたい、住み続けたいまちづくり		
・宮津市子ども・子育て支援事業計画		担当課・係 子ども未来課 子ども福祉係 (45-1640)	添付資料 ・新旧対照表

宮津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 令和5年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間、第5条第1項の規定にかかわらず、給食費は月額6,000円とし、副食費は5,500円とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 令和5年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間、第5条第1項の規定にかかわらず、給食費は月額6,000円とし、副食費は5,500円とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

議案参考資料 令和7年3月定例会	議第40号	宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正			
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】					
◆提案の趣旨・目的・概要 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正により、予算事業であった「出産・子育て応援給付」及び「こども誰でも通園制度」がそれぞれ「妊婦のための支援給付」、「乳児等のための支援給付」として法制度化されることに伴い同法第82条で規定する、過料の対象となる事例に当該制度が追加されることから、同条の改正に準じた改正を行うもの。		・令和6年6月 子ども・子育て支援法の一部改正法（令和6年法律第47号〔第1条〕）公布					
◆施行日 妊婦のための支援給付関係：令和7年4月1日 乳児等のための支援給付関係：令和8年4月1日		【市民参加の状況】					
◆参考 ○法制度化される事業の概要 ・妊婦のための支援給付 妊婦への5万円の支給と、妊娠している子どもの人数の届出後に子どもの人数×5万円を支給するもの。 ・乳児等のための支援給付 保護者の就労要件を問わず、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもが月一定時間まで保育所等を利用することができるもの。 ○子ども・子育て支援法 第82条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十条の五若しくは第十三条(第三十条の三及び第三十条の十三において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。 2・3 (略)		【政策等の効果及び費用】 ■予算措置しているものについては、その額を記載 >>>					
【第7次宮津市総合計画との整合】		【他の自治体の類似する政策との比較】					
重点プロジェクト	若者が住みたいまちづくりプロジェクト						
テーマ別戦略	住みたい・住み続けたいまちづくり						
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料				
		健康・介護課 健康増進係(45-1624) 子ども未来課 子ども福祉係	・新旧対照表				

宮津市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律65号。以下「法」という。）第82条の規定に基づき、過料を科することについて必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第82条の規定に基づき、過料を科することについて必要な事項を定めるものとする。
(過料) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、_____ 法第13条第1項（法第30条の3 _____において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は <u>法第13条第1項の規定</u> による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3 _____において準用する場合及び法附則第6条第1項に規定する委託費の支払について適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14	(過料) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。 (1) 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは <u>法第13条（法第30条の3及び法第30条の13において準用する場合 _____ を含む _____ ）</u> による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は <u>これらの _____ 規定</u> による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3及び法第30条の13において準用する場合 _____ を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は法第1

条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項
の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

4条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(3) 法第23条第2項若しくは第4項、法第24条第2項又は法第30条の1
8第2項の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出
又は返還を求められてこれに応じない者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定（「法第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加える部分に限る。）、同条第2号の改正規定（「法第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加える部分に限る。）及び同条第3号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第41号	宮津市都市公園条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	--------------------	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

市内ゲートボール団体の解散等により、利用者の減少が顕著な西宮津公園ゲートボール場について、その使途を限定せず多目的な利用を促進するため改正を行うもの。

◆提案の概要

「西宮津公園ゲートボール場」を「西宮津公園多目的広場」に名称変更するとともに条文整理を行う。

◆施行日

令和7年4月1日

《参考》西宮津公園ゲートボール場 ゲートボール利用者数の推移

平成13～15年度	平成16～20年度	平成21～25年度	平成26～30年度	令和元～5年度
20,690人	35,640人	35,120人	19,064人	6,090人

※令和6年度市内ゲートボール団体の利用：0人（12月末時点）

【政策等の背景・提案までの経過】

- 昭和54年6月 宮津市都市公園条例制定
- 平成3年4月 西宮津公園供用開始
- 平成13年4月 西宮津公園ゲートボール場供用開始
- 令和4年頃 シルバースポーツ解散
- 令和6年頃 宮津クラブ解散

【市民参加の状況】

ピーク時利用者数 7,940人（平成22年度）
ピーク時利用団体 5団体（平成22年度頃）

【政策等の効果及び費用】

- 公園利用者の利便の向上
- 公園使用料収入の増

■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略 地域経済力が高まるまちづくり

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

担当課・係

添付資料

都市住宅課 都市計画係 (45-1630)

・新旧対照表

宮津市都市公園条例（昭和54年条例第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）	
(届出) 第18条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	(届出) 第18条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	
(6) <u>前条第1項又は第2項</u> の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。	(6) <u>第13条第1項又は第2項</u> の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。	
<u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>		
別表第2（第3条関係） 有料公園施設	別表第2（第3条関係） 有料公園施設	
施設名	設置場所	種別
宮津市民球場	宮津運動公園	運動施設
宮津市民グランド	宮津運動公園	運動施設
宮津市民テニスコート	宮津運動公園	運動施設
府中公園テニスコート	府中公園	運動施設
西宮津公園ゲートボール場	西宮津公園	運動施設
別表第3（第12条関係）	別表第3（第12条関係）	

1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

区分	使用単位	単位期間	金額
公園施設の設置			
土地の使用			
公園施設	1 平方メートル	1月	120円
仮設の公園施設	1 平方メートル	1日	20円
公園施設の管理			別に市長が定める。

2 公園を占用又は使用する場合の使用料

占用物件	単位	金額	摘要
電柱その他の柱類	1本につき 1年	1,200円 800円	支線及び支柱は、それぞれの柱類とみなす。
電話柱（電柱その他の柱類であるものを除く。）			
公衆電話所	1個につき 1年	1,300円	
鉄塔類	1基につき 1年	3,000円	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長さ 1 メートルにつき 1年	200円 400円	外径又は幅が0.2メートル未満のもの 外径又は幅が0.2メートル以上0.4メー

1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

区分	使用単位	単位期間	金額
公園施設の設置			
土地の使用			
公園施設	1 平方メートル	1月	120円
仮設の公園施設	1 平方メートル	1日	20円
公園施設の管理			別に市長が定める。

2 公園を占用又は使用する場合の使用料

占用物件	単位	金額	摘要
電柱その他の柱類	1本につき 1年	1,200円	支線及び支柱は、それぞれの柱類とみなす。
電話柱（電柱その他の柱類であるものを除く。）		800円	
公衆電話所	1個につき 1年	1,300円	
鉄塔類	1基につき 1年	3,000円	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	長さ 1 メートルにつき 1年	200円 400円	外径又は幅が0.2メートル未満のもの 外径又は幅が0.2メートル以上0.4メー

		トル未満のもの
	800円外径又は幅が0.4メートル以上1メートル未満のもの	
	1,000円外径又は幅が1メートル以上のもの	
標識その他これに類するもの	1本につき1年	200円
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートルにつき1月	400円
興行のための仮設工作物		100円
集会、競技会、展示会その他のこれらに類する催しのための仮設工作物	1平方メートルにつき1日	40円
その他の占用又は使用	別に市長が定める。	

3 有料公園施設を使用する場合の使用料

施設名	使用単位	金額
府中公園テニスコート	1面1時間につき	520円
西宮津公園ゲートボール場	1面1時間につき	210円
付属設備	規則で定める額	
(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この		

	トル未満のもの	
	800円外径又は幅が0.4メートル以上1メートル未満のもの	
	1,000円外径又は幅が1メートル以上のもの	
標識その他これに類するもの	1本につき1年	
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートルにつき1月	
興行のための仮設工作物		
集会、競技会、展示会その他のこれらに類する催しのための仮設工作物	1平方メートルにつき1日	
その他の占用又は使用	別に市長が定める。	

3 有料公園施設を使用する場合の使用料

施設名	使用単位	金額
府中公園テニスコート	1面1時間につき	520円
西宮津公園多目的広場	1面1時間につき	210円
付属設備	規則で定める額	
(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料の額は、この		

表に定める額の5倍の額とする。

4 有料公園施設を使用する場合の利用料金の上限の額

施設名	使用単位	上限額
宮津市民球場	1面1時間につき	1,886円
宮津市民グラウンド	全面1時間につき	629円
	1／4面1時間につき	210円
宮津市民テニスコート	1面1時間につき	524円
付属設備		規則で定める額

(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。

備考

- 面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数を生じた場合の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 年額をもって定める使用料については、使用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。この場合において、その期間が1月末満のもの又はその期間に1月末満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。
- 月額をもって定める使用料については、使用期間が1月未満のもの又はその期間に1月末満の端数を生じた場合の端数は、1月

表に定める額の5倍の額とする。

4 有料公園施設を使用する場合の利用料金の上限の額

施設名	使用単位	上限額
宮津市民球場	1面1時間につき	1,886円
宮津市民グラウンド	全面1時間につき	629円
	1／4面1時間につき	210円
宮津市民テニスコート	1面1時間につき	524円
付属設備		規則で定める額

(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。

備考

- 面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数を生じた場合の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 年額をもって定める使用料については、使用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割をもって計算する。この場合において、その期間が1月末満のもの又はその期間に1月末満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。
- 月額をもって定める使用料については、使用期間が1月未満のもの又はその期間に1月末満の端数を生じた場合の端数は、1月

として計算する。

- 4 日額をもって定める使用料については、使用期間が1日未満のもの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。

として計算する。

- 4 日額をもって定める使用料については、使用期間が1日未満のもの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第42号

宮津市都市施設整備基金条例の廃止について

区分

条例の廃止

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

宮津市開発行為等に関する指導要綱（平成2年告示第48号）の廃止に伴い、宮津市都市施設整備基金を廃止するもの。

◆提案の概要

宮津市都市施設整備基金条例の廃止

◆施行日

令和7年4月1日

《参考》宮津市開発行為等に関する指導要綱について

昭和の終わりから平成の初期にかけてのリゾートマンション建設やミニ宅地造成等の開発から、本市のすぐれた美しい自然と住民の生活環境を守り、調和のとれた都市環境の形成を図るため制定したもの。

今回、宅地造成及び特定盛土等規制法の本格施行を踏まえるとともに、本市の土地利用制限（用途地域、景観計画等）を勘案した結果、当該要綱を廃止することとしたもの。

【政策等の背景・提案までの経過】

平成2年 宮津市開発行為等に関する指導要綱制定

平成10年 用途地域の指定

平成20年 天橋立周辺地域景観計画の策定

(平成26年から宮津・天橋立景観計画)

平成29年 開発協力金制度を廃止

令和7年 宮津市開発行為等に関する指導要綱廃止

令和7年 宅地造成及び特定盛土等規制法の本格施行

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

○予算措置しているものについては、その額を記載 >>>

【他の自治体の類似する政策との比較】

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略

担当課・係

添付資料

都市住宅課都市計画係 (45-1630)

議第42号

議案参考資料
令和7年3月定例会

議第43号	宮津市水道事業給水条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	----------------------	----	-------

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

水道事業の健全な経営を図るために水道使用料金の改定を行うもの。

◆提案の概要

水道使用料金の改定（平均9%の増額改定）

(税抜)

区分	改定前	改定後	差額
基本料金(5m ³ まで)	1,728円	1,884円	+156円
5m ³ ～10m ³	19円/m ³	21円/m ³	+2円/m ³
11m ³ ～20m ³	168円/m ³	184円/m ³	+16円/m ³
21m ³ ～50m ³	203円/m ³	222円/m ³	+19円/m ³
51m ³ ～100m ³	229円/m ³	250円/m ³	+21円/m ³
101m ³ ～200m ³	252円/m ³	275円/m ³	+23円/m ³
201m ³ ～	244円/m ³	266円/m ³	+22円/m ³
浴場用・基本料金	14,400円	15,696円	+1,296円
浴場用・201m ³ ～	80円/m ³	88円/m ³	+8円/m ³
船舶用	456円/m ³	498円/m ³	+42円/m ³

◆施行日

令和7年8月1日

◆適用区分

令和7年10月分として徴収する使用料金から適用し、当該月前に徴収する使用料金については、なお従前の例による。

【政策等の背景・提案までの経過】

- 令和元年7月 宮津市水道事業ビジョン策定
- 令和2年10月 水道使用料金改定（平均33%の増額改定）
- 令和6年10月～ 宮津市水道使用料金等審議会
- 令和6年12月 宮津市水道使用料金等審議会答申

<宮津市水道使用料金等審議会の答申内容（一部抜粋）>

■今後、有収水量の減少や水道施設の更新対応等により、近い将来には赤字が見込まれることから、健全で持続的な事業運営ができるよう料金設定されたい。

○単年度の収益的収支の黒字化を図るなど、健全な経営が維持できる使用料金とすること。

○令和7年度から令和11年度までの5年間とすること。

○料金改定の時期については、必要性や目的並びに改定内容など様々な情報について、使用者へ十分な周知を行った上で施行すること。

【市民参加の状況】

令和6年度宮津市水道使用料金等審議会で審議（全2回）

【政策等の効果及び費用】

<効果>

○「安全でおいしい水をいつまでも」安定的に供給

<参考（税込額）>

使用量 10m³の場合： 2,005円/月 → 2,187円/月 (182円/月の増)

20m³の場合： 3,853円/月 → 4,211円/月 (358円/月の増)

50m³の場合： 10,552円/月 → 11,537円/月 (985円/月の増)

※3人世帯の一般的な使用量は20m³

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

【他の自治体の類似する政策との比較】

テーマ別戦略

安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり

担当課・係

添付資料

上下水道課 管理係 (45-1635)

- 新旧対照表
- 宮津市水道事業ビジョンの一部見直しについて

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

・宮津市水道事業ビジョン（平成元年度～）※令和7年3月一部見直し

宮津市水道事業給水条例（平成10年条例第23号）新旧対照表

現行			改正後（案）																										
<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。<u>第39条第1項において同じ。</u>）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>			<p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。<u>第39条第1号において同じ。</u>）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>																										
<p>（使用料金）</p> <p>第27条 使用料金は、次表により算定した額に消費税等相当額を加算した額を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途区分</th> <th>基本料金（月額）</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般用</td> <td>5立方メートルまで</td> <td>1,728円</td> </tr> <tr> <td>5立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>19円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>168円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>203円</td> </tr> </tbody> </table>			用途区分	基本料金（月額）	超過料金	一般用	5立方メートルまで	1,728円	5立方メートルを超える1立方メートルにつき	19円	10立方メートルを超える1立方メートルにつき	168円	20立方メートルを超える1立方メートルにつき	203円	<p>（使用料金）</p> <p>第27条 使用料金は、次表により算定した額に消費税等相当額を加算した額を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途区分</th> <th>基本料金（月額）</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般用</td> <td>5立方メートルまで</td> <td>1,884円</td> </tr> <tr> <td>5立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>21円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>184円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超える1立方メートルにつき</td> <td>222円</td> </tr> </tbody> </table>			用途区分	基本料金（月額）	超過料金	一般用	5立方メートルまで	1,884円	5立方メートルを超える1立方メートルにつき	21円	10立方メートルを超える1立方メートルにつき	184円	20立方メートルを超える1立方メートルにつき	222円
用途区分	基本料金（月額）	超過料金																											
一般用	5立方メートルまで	1,728円																											
	5立方メートルを超える1立方メートルにつき	19円																											
	10立方メートルを超える1立方メートルにつき	168円																											
20立方メートルを超える1立方メートルにつき	203円																												
用途区分	基本料金（月額）	超過料金																											
一般用	5立方メートルまで	1,884円																											
	5立方メートルを超える1立方メートルにつき	21円																											
	10立方メートルを超える1立方メートルにつき	184円																											
20立方メートルを超える1立方メートルにつき	222円																												

		50立方メートルを超える1立方メートルにつき	229円
		100立方メートルを超える1立方メートルにつき	252円
		200立方メートルを超える1立方メートルにつき	244円
浴場用	200立方メートルまで	14,400円	200立方メートルを超える1立方メートルにつき
船舶用	1立方メートルにつき	456円	

備考

- 1 「一般用」とは、次の2及び3に属しないものにおいて使用するものをいう。
- 2 「浴場用」とは、公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例(昭和63年京都府条例第11号)に規定する一般公衆浴場に使用するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、各種船舶に給水するものをいう。

2・3 (略)

		50立方メートルを超える1立方メートルにつき	250円
		100立方メートルを超える1立方メートルにつき	275円
		200立方メートルを超える1立方メートルにつき	266円
浴場用	200立方メートルまで	15,696円	200立方メートルを超える1立方メートルにつき
船舶用	1立方メートルにつき	498円	

備考

- 1 「一般用」とは、次の2及び3に属しないものにおいて使用するものをいう。
- 2 「浴場用」とは、公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例(昭和63年京都府条例第11号)に規定する一般公衆浴場に使用するものをいう。
- 3 「船舶用」とは、各種船舶に給水するものをいう。

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第27条の規定は、令和7年10月分として徴収すべき使用料金から適用し、当該月分前の分として徴収すべき使用料金については、な
お従前の例による。

宮津市水道事業ビジョンの一部見直しについて

【宮津市水道事業ビジョンの策定の背景と目的】

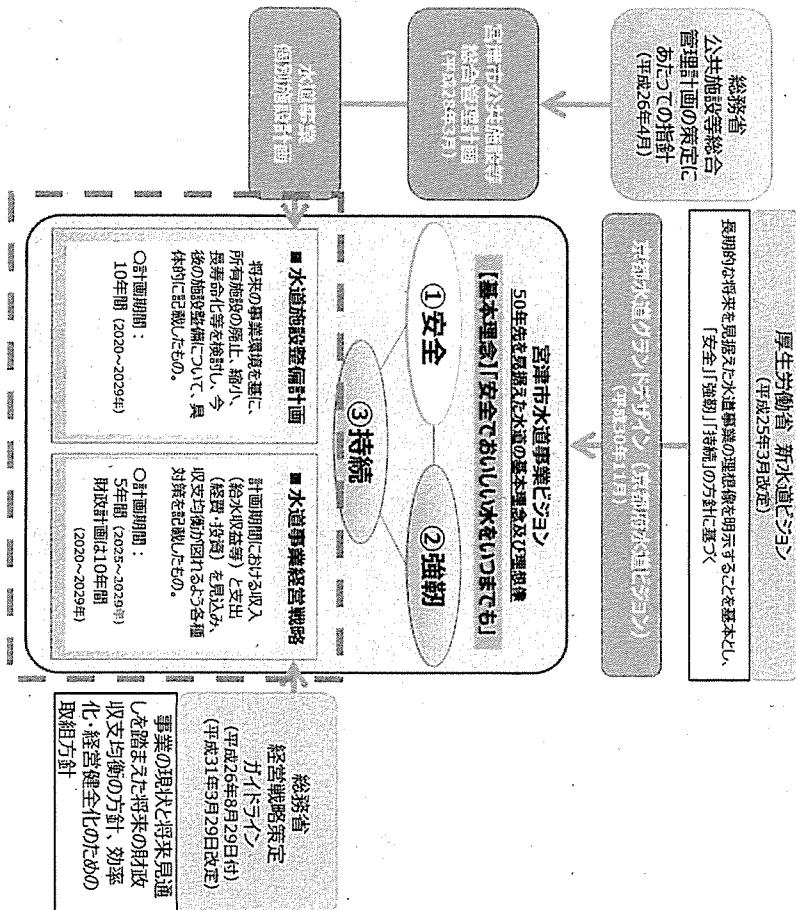
- ・本市の水道を取り巻く環境は、給水人口の減少や物価高騰等の社会情勢等の変化が続くとともに、施設の耐震化や老朽化施設等への更新需要に対応しなければならない非常に厳しい状況。
- ・こうした状況を踏まえ、市民生活や経済活動を支えている水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今後の50年間を見据え、本市の水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、当面の開取りの組むべき事項、方策を提示する「宮津市水道事業ビジョン」を令和元年7月に策定。

【水道事業ビジョンの位置づけ】

- ・厚生労働省の「新水道ビジョン」及び京都府の「京都水道グランドデザイン」との整合を図りつつ、基本理念を「安全でおいしい水をいつまでも」として掲げ、「安全」「強靭」「持続」の3つの基本方針に基づき、中長期的な事業運営の方向性と具体的な実現方策を示すもの。

【一部見直しの目的】

- ・今回、宮津市水道事業ビジョンに含まれる「水道施設整備計画」「財政計画（収支計画）」の計画期間（R2～R11）の中間年であることから、水道事業ビジョン全体の時点修正を行うもの。



【一部見直しの主な内容】

- ①**ビジョン全体の時点修正(R6末)**
- ②**水道施設整備計画の中間見直し**
 - ・事業計画の見直し
(上宮津浄水場耐震工事の見直し、IOT関連事業の追加など)
 - ③**水道事業経営戦略の見直し**
 - ・財政計画(収支計画)の中間見直し
(R7の料金改定を踏まえた収支シミュレーションなど)

<抜粋>

- ・第2章 宮津市水道事業の概要
- 2-3③料金…料金体系の概要・考え方 (P11)
- ④組織…機構改革に伴う組織図等の変更 (P12)
- ・第3章 宮津市水道事業の現状分析
- 3-3 (5) 及び3-4 (5) …関連する業務指標に係る直近データの反映 (P36、P41)
- 3-5…経営の状況と評価の時点修正 (P42～46)
- ・第5章 宮津市水道事業の目指すべき方向とビジョン
- 5-4 (3) ③配水系統間ににおける緊急連絡管の整備…与謝野町との連携を追記 (P63)
- 5-5 (1) 健全かつ安定的な事業運営…取組状況の時点修正 (P65～P70)
- ・第6章 水道施設整備計画
- 6-1 (1) 浄水施設の整備方針…整備計画の見直しに伴う修正 (P73～P78)
- 6-2 水道施設整備計画の工程…整備計画の中間見直し (P79、P80)
- ・第7章 経営戦略と収支計画
- 7-2 (1) **財政収支シミュレーションの更新(P83～P85) ※別添**
- (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明 (P86、P87)
- など (その他時点修正、文言修正等)

宮津市水道事業ビジョン

抜粋



令和元年（2019年）7月 策定

令和7年3月 一部見直し

宮津市 建設部 上下水道課

第 7 章 経営戦略と収支計画

7-1 経営の基本方針

「安全でおいしい水をいつまでも」を宮津市水道事業の基本理念として、今後の水道事業を継続実施していくうえでの基本方針を第 5 章で定めました。

これに加え、水道は市民生活や経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、「地域における共有財産」であることを、水道需要者である市民のみなさんにご理解をいただきながら、水道事業の将来像及び収支見通し等を共有し、市民のみなさんと共に水道事業の経営を行っていくことを経営の基本方針とします。

7-2 投資・財政計画（収支計画）

（1）財政収支シミュレーション

アセットマネジメントによる将来更新需要に対して、種々の施策（次の項目にて詳述）を実施した場合の財政収支シミュレーションを実施しました。

計算の前提条件は以下のとおりです。シミュレーション結果を以下に示します。

① 施策的な反映

- システム化による水道台帳整備、浄水施設及び管路の延命化使用、浄水施設統廃合、小規模集落における小型浄水設備の導入等により、年間の建設投資水準の低減化を図りました。その結果、投資の平準化を行えば、年間平均約 4 億円の建設投資額にて施設を維持していくことが可能となりました。
- 投資・財政計画において、平成 30 年度（2018 年度）から収支不均衡の状態となっていましたことから、令和 2 年度（2020 年度）に料金改定を行いました。また、令和 6 年度においても、宮津市水道料金等審議会を設け、料金改定について審議していただき、「近い将来には赤字が見込まれることから、健全で持続的な事業運営ができるよう料金設定をされたい。」との答申を受け、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間単年度の収益的収支の黒字化を図るなど、健全な経営が維持できる収入を確保するものとして計算しました。
- 一般会計繰入金は、財政部局である財政課との調整のもと、その金額を計上しています。

②財政收支シミュレーション上の前提条件

・収益的収入

料金収入：水需要予測による水量に供給単価を乗じて算出しました。

一般会計繰入金：財政課との調整のもと、総務省の繰出基準に基づき、建設改良費の見込みを踏まえ、繰出基準ごとに積み上げをしました。

・資本的収入

建設改良費：水道施設整備計画に基づく建設投資費用の見込みを計上しました。

企業債発行額：起債充当率について現状 100%（令和 5 年度（2023 年度））であり、損益を確保できる年度にあたっては起債充当率を 80%まで下げることとしていましたが、遠隔監視・制御システムの導入のため、5 年間は起債充当率を 100%で計上しました。

【参考 公営企業会計の資金の流れ】

公営企業会計では、収益的収支の減価償却費と利益が内部留保資金となり、資本的収支の自己資金に充当される資金の流れとなっています。（下のイメージ図参照）

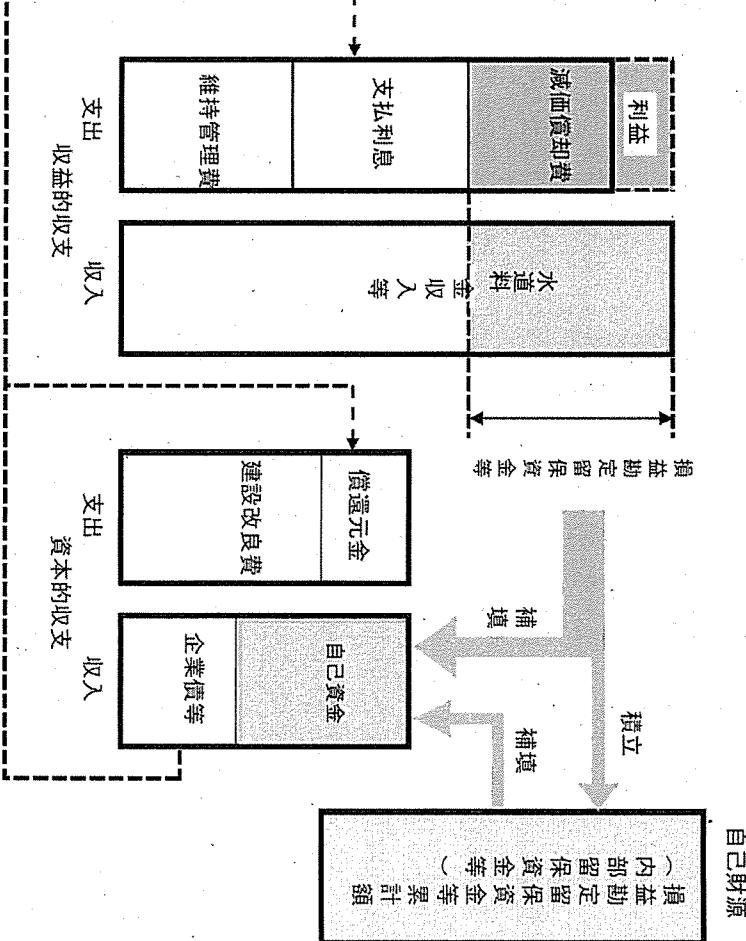


図 7-1 収益的収支と資本的収支の資金の流れ

出典：水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成 21 年 7 月 厚生労働省）

表 7-1 財政取支シミュレーション結果

		単位：百万円									
		2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
● 収益的取支											
業務量	年間有収水量 (千m ³)	2,296	2,258	2,246	2,237	2,225	2,205	2,185	2,165	2,146	2,127
収入の部	給水収益 (料金収入)	418	513	515	514	512	529	547	542	537	533
	その他営業収益	2	2	2	3	1	1	1	1	1	1
	他会員補助金(墨渦外)	22	9	8	7	9	9	9	10	10	10
	他会員繰入金(墨渦内)	42	14	13	12	11	11	11	11	11	12
	長期前受金戻入	69	70	68	67	68	69	74	79	82	85
	資本費繰入収益	54	65	66	68	64	61	59	52	51	47
	その他営業外収益	13	12	13	12	18	18	18	18	18	18
	特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 ①		620	686	684	682	683	700	720	714	711	706
支出の部											
	人件費（引当金・退職給与除）	54	50	51	50	52	53	54	55	57	58
	退職給与費	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	維持管理費	168	169	189	182	200	204	208	212	212	221
	引当金（賞与・被倒）	4	4	3	3	4	4	4	4	4	4
	減価償却費	264	262	257	272	277	290	305	324	336	349
	資産減耗費	1	6	0	0	5	5	5	5	5	5
	その他営業費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支払利息	52	48	45	44	44	47	48	51	55	56
	その他営業外費用	2	2	3	3	1	1	1	1	1	1
	特別損失	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0
	予備費	0	0	0	0	0	6	6	6	6	6
計 ②		549	549	552	559	593	614	635	662	711	703
損益		71	137	131	124	91	86	85	52	0	3
	累計（2017年度基準）	39	176	307	431	522	608	692	744	744	746
原価・単価	供給単価 (円/m ³)	182	227	229	230	230	250	250	250	250	250
	給水原価 (円/m ³)	209	210	216	220	236	247	257	269	293	291
● 資本的取支											
	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	
収入の部											
企業債		162	284	411	227	575	309	387	328	433	445
一般会計出資金		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
国（府）補助金		8	0	32	19	65	84	122	95	107	117
水道加入負担金		5	3	5	4	4	4	4	4	4	4
その他（補助費）		0	25	0	0	9	0	0	0	0	0
計 ①		177	314	449	251	654	398	515	428	544	567
支出の部											
建設改良費		235	348	527	287	680	430	547	490	577	599
企業債償還金		219	245	245	249	238	229	224	215	220	213
その他（予備費）		0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
計 ②		454	594	773	537	919	660	772	706	797	813
不足額		①-②	▲277	▲280	▲323	▲286	▲265	▲262	▲258	▲279	▲253
	累計（2017年度基準）	▲660	▲940	▲1,264	▲1,550	▲1,814	▲2,077	▲2,334	▲2,613	▲2,866	▲3,113
企業債務高		3,971	4,010	4,176	4,154	4,491	4,571	4,734	4,847	5,060	5,292

※各項目は四捨五入して計上しているため、合計値と合わない箇所があります。

議案参考資料 令和7年3月定例会	議第44号	宮津市公共下水道条例の一部改正について	区分	条例の改正			
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】					
◆提案の趣旨・目的 下水道法施行令第9条の11(昭和34年政令第147号)の改正に伴う所要の改正を行うもの。		令和6年1月4日 下水道法施行令の一部を改正する政令 公布 ※令和7年4月1日施行					
◆提案の概要 条例第12条第1項第10号 大腸菌群数→大腸菌数		【市民参加の状況】					
◆施行日 令和7年4月1日		【政策等の効果及び費用】					
◆参考 大腸菌群数より正確な指標である大腸菌を測定することが技術上可能となったことから基準が変更されるもの。		【他の自治体の類似する政策との比較】					
重点プロジェクト	一						
テーマ別戦略	安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり						
※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		担当課・係	添付資料				
		上下水道課 施設整備係 (45-1634)	・新旧対照表				

宮津市公共下水道条例（平成4年条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(除害施設の設置)</p> <p>第12条 法第12条の11第1項の規定による次に定める基準に適合しない汚水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排出してはならないこととされるものを除く。）を継続して排出して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2 （略）</p>	<p>(除害施設の設置)</p> <p>第12条 法第12条の11第1項の規定による次に定める基準に適合しない汚水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排出してはならないこととされるものを除く。）を継続して排出して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1)～(9) （略）</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案参考資料

令和7年3月定例会

議第45号

宮津市学校給食費徴収条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

学校給食費について、令和6年度は増額分を市で負担することとし、保護者負担の軽減を図った。食材の高騰が続く中、現在の学校給食費単価では給食の質を維持することが困難なことから、令和7年度においても改定を行った上で保護者の実質負担額は、令和4年度額の据え置きとなるよう支援を行う。

◆提案の概要

児童、生徒、園児の保護者及び教職員等から徴収する学校給食費の年額を増額する。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・小学校 55,200円→59,400円 | ・中学校 60,000円→64,200円 |
| ・幼稚園 39,600円→42,000円 | ・教職員等 63,600円→67,800円 |

※市が増額分を負担するため、保護者の実質負担年額は次のとおり

- | |
|---|
| ・小学校48,000円 中学校51,600円 幼稚園33,600円(令和4年度額据え置き) |
|---|

◆施行日

- | |
|-------------------------|
| ・令和7年4月1日(附則の改正規定は公布の日) |
|-------------------------|

○センター方式分学校給食費の額の見直しと保護者支援

(単位:円)

	小学校		中学校		幼稚園	
	1食単価	月額	1食単価	月額	1食単価	月額
現行	290	4,600	340	5,000	210	3,300
改正後	310(+20)	4,950(+350)	365(+25)	5,350(+350)	225(+15)	3,500(+200)
R7据え置き額	250	4,000	290	4,300	180	2,800
市支援額	60	950	75	1,050	45	700

○給食費については、国、府の補助金等の支援策を今後も注視するとともに、府内の自治体及び市民所得の動向も踏まえ、段階的に保護者負担を求めていくことを検討する。

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

テーマ別戦略 住みたい・住み続けたいまちづくり

- ・第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画
- ・宮津市教育大綱・教育振興基本計画

【政策等の背景・提案までの経過】

- 全国消費者物価指数(食料) 前年度同月比 3.5%増(R6.8月～10月平均)
- 学校給食会精米供給価格 前年度対比 30.3%増
- 牛乳改定価格(見込み) 前年度対比 2.7%増
- R6 給食費高騰支援の実施
→地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰分を補助
- R6.12月：宮津市学校給食委員会食材調達部会を開催し、給食費の値上げを協議

【市民参加の状況】

学校給食費に関すること(単価の改正等)については、宮津市学校給食委員会食材調達部会において審議。

【政策等の効果及び費用】

学校給食費の保護者への実質負担額の軽減支援の継続を図るもの。

R7当初 62,971千円

【他の自治体の類似する政策との比較】

・近隣自治体の値上げの状況

R6 福知山市 小学校低学年：261円→300円【値上げ39円/食(公費負担)】

小学校中学年：264円→303円【値上げ39円/食(公費負担)】

小学校高学年：267円→307円【値上げ40円/食(公費負担)】

中学校：292円→331円【値上げ39円/食(公費負担)】

R6 舞鶴市 小学校：245円→290円【値上げ45円/食(公費負担)】

中学校：300円→345円【値上げ45円/食(公費負担)】※中学校はR6.2学期から無償化実施

担当課・係

学校教育課・学校給食・施設係
(45-1662)

添付資料

- ・新旧対照表

宮津市学校給食費徴収条例（平成30年条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。</p> <p>(1) 小学校児童の保護者 年額<u>55,200円</u> (2) 中学校生徒の保護者 年額<u>60,000円</u> (3) 幼稚園園児の保護者 年額<u>39,600円</u> (4) 小学校、中学校及び幼稚園の教職員等 年額<u>63,600円</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 令和5年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、学校給食費の額は、小学校児童の保護者の年額にあっては48,000円、中学校生徒の保護者の年額にあっては51,600円、幼稚園園児の保護者の年額にあっては33,600円とする。</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第3条 学校給食費の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、規則で定めるところにより、各号に定める額の精算及び調整を行うことができる。</p> <p>(1) 小学校児童の保護者 年額<u>59,400円</u> (2) 中学校生徒の保護者 年額<u>64,200円</u> (3) 幼稚園園児の保護者 年額<u>42,000円</u> (4) 小学校、中学校及び幼稚園の教職員等 年額<u>67,800円</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 令和5年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間、第3条の規定にかかわらず、学校給食費の額は、小学校児童の保護者の年額にあっては48,000円、中学校生徒の保護者の年額にあっては51,600円、幼稚園園児の保護者の年額にあっては33,600円とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>（適用区分）</u></p> <p>2 <u>改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。</u></p>

